地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))

改正後	改正前
(預貯金者等情報の管理)	(預貯金者等情報の管理)
第六条の二十一の二 金融機関等(法第二十条の十一の二に規定する金融	第六条の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預
機関等をいう。以下この条において同じ。)は、預貯金者等情報(法第	貯金者等情報(同条
二十条の十一の二に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条におい	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
て同じ。)に関するデータベース(預貯金者等情報に係る情報の集合物	て同じ。)に関するデータベース(預貯金者等情報に係る情報の集合物
であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよ	であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよ
うに体系的に構成したものをいう。) における各預貯金等 (法第二十条	うに体系的に構成したものをいう。) における各預貯金等 (法第二十条
の十一の二に規定する預貯金等をいう。)に係る電磁的記録(法第二十	の十一の二に規定する預貯金等をいう。)に係る電磁的記録(法第二十
二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章	二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六条の二十二の三第一
において同じ。)に当該金融機関等が	項及び第六条の二十二の七第二項において同じ。)にその
保有する預貯金者等(法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をい	預貯金者等(法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をい
う。)の個人番号(同条に規定する個人番号をいう。以下	う。)の個人番号(同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項
同じ。) 又は法人番号を記録しなければならない。	第一号において同じ。)又は法人番号を記録しなければならない。
(口座管理機関の加入者情報の管理)	
座管理機関をいう。以下この条において同じ。)は、加入者情報(法第字条の二十一の三 □座管理機関(法第二十条の十一の三に規定する□	

において同じ。)の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。 で、、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系 に規定する社債等をいう。)に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保 に規定する社債等をいう。)に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保 に規定する社債等をいう。)に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保 において同じ。)の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。 において同じ。)の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

(振替機関の加入者情報の管理)

第六条の二十一の四 の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。 替機関又はその下位機関 の情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成 関するデータベース(加入者情報に係る情報の集合物であつて、 関をいう。 る株式等をいう。 したものをいう。 の四に規定する加入者情報をいう。 以下この条において同じ。 に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振 における各株式等 振替機関 (同条に規定する下位機関をいう。 (法第二十条の十一の四に規定する振替機 (法第二十条の十 は、 以下この条において同じ。 加入者情報 (法第二十条の の四に規定す の加入者 それら

(寡夫の範囲)

第七条の二の二略

2

略

2 略 第七条の三

略

(寡夫の範囲)

(単身児童扶養者の範囲)

第七条の三 法第二十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林。) で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林。) で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林。
一次又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く
文又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く
一次文は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く
一次文は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く
一次文は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く
一次文は母以外の者の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 関係と同様の事情にある者を含む。 五号までに掲げる者の配偶者 明らかでない者で政令で定めるものは、 ていないが 法第二十三条第 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 項第十二号の二に規定する配偶者 (婚姻の届出をしていないが) とする。 第七条の二第 (婚姻の届出をし 項第三号から第 事実上婚 0 生 死

(寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に

第七条の十七略

対する寄附金の範囲

(寄附金税額控除 の対象となる寄附金の特例

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産

ける法第三十七条の二第一項及び第十一項の規定の適用については、同の贈与又は遺贈

特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税

(寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に

第七条の十七略

対する寄附金の範囲)

(寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金の特例)

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産

の贈与又は遺贈について法第三十七条の二の規定の適用がある場合にお

規定の適用については、

同

条中「掲げる寄附金

ける同条の

同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。 三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は 二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第 若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十 与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額 十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、 除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金 雑所得の金額に相当する部分を除く。 除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第1 特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の 規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の もののうち 控除対象寄附金 算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当す 法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しない 額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同 山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金 定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する 二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に る部分を除く。 」とする。 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十) 」 と、 (租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける 「に特例控除対象寄附金」とあるのは) _ と 同条第十一 同項に規定する財産の贈 (租税特別措置法第四 一項に規定する 項中 「特例控 「に特例 特別 同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。 三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は 二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第 若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十 与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額 十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、 」とする。 とあるのは、 「掲げる寄附金 同項に規定する財産 (租税特別措置法第四

(法第四十五条の二第一項の政令で定める社会保険料控除額)

(法第四十五条の二第一項の政令で定める社会保険料控除額

一の贈

控除される同号に規定する社会保険料の金額とする。 控除額は、所得税法第二百三条の五第一号の規定により公的年金等から第八条の二 法第四十五条の二第一項に規定する政令で定める社会保険料

猶予の申請手続等) (租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収)

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め るところにより計算した金額は、 額 申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割 に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に 措置法第六十六条の四第二十七項第一号 いう。) 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」 定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決 くは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 された所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若し 若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準と て法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額 十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。 に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づい 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」 から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項 次に掲げる金額の合計額とする。 (同法第六十六条の四の三第 (次号において とい لح

控除される同号に規定する社会保険料の金額とする。 控除額は、所得税法第二百三条の四第一号の規定により公的年金等から第八条の二 法第四十五条の二第一項に規定する政令で定める社会保険料

猶予の申請手続等)(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第

るところにより計算した金額は、

次に掲げる金額の合計額とする

一項に規定する政令で定め

申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割 いう。)から、 措置法第六十六条の四第二十一項第一号 額 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割 くは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 された所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一 十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。 に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に 定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決 若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準と て法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所 に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づい 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一 (同法第六十六条の四の三第 (次号において 得割 額」 項若 とい 項 لح

う。)を控除した金額

事業税の徴収猶予の申請手続等)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第三十二条の三 るところにより計算した金額は、 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め 次に掲げる金額の合計額とする 第三十二条の三

決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号 の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは しくは第一 個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若 又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る 一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 に限る。 に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。)に係るもの 十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人(同項 る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係 - 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別 以下この号において同じ。 一項若しくは第七十二条の四十一の から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一)に基づいて法第七十二条の三十 一第一項若しくは第二項 (同法第六十八条の百七 (次号において (法第七

、)を控除した金額

2 4 略

略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

事業税の徴収猶予の申請手続等)

法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め

次に掲げる金額の合計額とする

るところにより計算した金額は、

という。)から、 決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 に限る。 の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係 措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号 の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の 個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若 又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。)に係るも 十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人 る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額 第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別 以下この号において同じ。 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一)に基づいて法第七十二 第一 (同法第六十八条の百七 項若しくは (次号において 一条の三十 (法第七 第二項 (同 項

割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とに申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合

二略

いう。

)を控除した金額

2 4 略

(法第七十二条の七十六の率)

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の

七・七とする。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に 第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に は 第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に は

いて同じ。)の百分の七・七に相当する額		合には、当該各号に定めるで	の行う事業に対する事業税	八月前年度三月から当該年度七日	交付時期を付時期ごとに	
十に木 三でる客	二こ目当ける頂	当該各号に定める額とする。以下この表にお	の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人	交付時期ごとに交付すべき額	

いう。)を控除した金額割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とに申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合

二略

2 4 略

(法第七十二条の七十六の率)

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の

五・四とする。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

一及び二略	
いて同じ。)の百分の五・四に相当する額	
合には、当該各号に定める額とする。以下この表にお	
の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場	
前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人	八月
交付時期ごとに交付すべき額	交付時期

る。	
う質	
行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当す	
当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の	三月
る額	
行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当す	
当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の	十二月

2 超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げるの七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとる場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回 で付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回 で付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回 する。

2

一及び二 略

3 6 略

(法第百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

第四十三条の二 法第百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令 軽 実の納入が行われていない軽油を含む。 がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油 で定めるところによつて算定したものは、 油 、同項を除く。 に相当する部分の数量を除く。)から次に掲げる軽油の数量 の規定により軽油引取税が課され、 の数量 軽油引取税の特別徴収義務者 (法第1 又は課されるべき 一章第七 (引渡しの後現 (同節

		三月			十二月
る額	行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当す	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の	る額	行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当す	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の

本の 一型に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものと 額の百分の五・四に相当する額を当該を付ける額が第二号に掲げる額を下回 を付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回 で付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回 の五・四に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に を注除した額の 一型に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に の五・四に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に の五・四に相当する額を当該を当該各年度の翌年度八月の交付時期に の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額が第二号に掲げる

3 6 略

(法第百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

一及び二

略

第四十三条の二 法第百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令 軽油に相当する部分の数量を除く。)から次に掲げる軽油の数量 実の納入が行われていない軽油を含む。 がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油 で定めるところによつて算定したものは、 (同項を除く。)の規定により軽油引取税が課され、 の数量 軽油引取税の特別徴収 (法第 又は課されるべき (引渡し 一章第七 の後現 公義務者 節 (同節 の 二

軽油に相当する部分の数量を除く。)を控除して得た数量とする。(同項を除く。)の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき

一及び二略

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

は、次の各号のいずれにも該当することとする。第四十三条の七年法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件

略

二次のいずれにも該当しない者であること。

イ〜ハ 略

一 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処 ら起算して三年を経過しない者 一 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処 ら起算して三年を経過しない者 一 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処 ら起算して三年を経過しない者

ホ 略

(法第百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十三条の八 法第百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件

軽油に相当する部分の数量を除く。)を控除して得た数量とする。(同項を除く。)の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき

一及び二 略

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

は、次の各号のいずれにも該当することとする。 第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件

略

二次のいずれにも該当しない者であること。

イ〜ハ 略

ホ略

(法第百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十三条の八 法第百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件

一~十一 略

り通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。 金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定によ代理人等である間の事実により、法第二章第七節 の規定により罰十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該

十三及び十四 略

(法第百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十三条の九 法第百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件

一 〜 五 略

ることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三られ、又は国税通則法第百五十七条第一項(とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二条の二十八第一項の規定により通告の分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受け、日税法第百四十六条第一項、関税法第百四十六条第一の規定により罰金以上の刑に処せ

七略

年を経過しない者であること

(法第百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合

第四十三条の十 法第百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合

一~十一 略

り通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定によ代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該

十三及び十四 略

(法第百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十三条の九 法第百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件

一~五略

年を経過しない者であること。 年を経過しない者であること。

七略

(法第百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合

| 第四十三条の十 法第百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一~十略

により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合り罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節 の規定によ十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、

(法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の十二 法第百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要

件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 ~ 十 略

り通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。 金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定によ代理人等である間の事実により、法第二章第七節 の規定により罰十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該

十二及び十三 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

第四十三条の十五略

2 5 14 略

| 各号のいずれかに該当するときとする。| 15 法第百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の

一及び二 略

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一~十略

により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合り罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定によ十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、

(法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十三条の十二 法第百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要

一~十 略

り通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。金以上の刑に処せられ、又は法第二十二条の二十八第一項の規定によ代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該

十二及び十三 略

(軽油引取税に係る免税の手続

2 5 14 略

第四十三条の十五

略

各号のいずれかに該当するときとする。 15 法第百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の

一及び二 略

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行したしくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した。 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰三 免税軽油

四及び五 略

16 及び17 略

(環境性能割の交付基準及び交付時期等)

第四十四条の八略

掲げる額を交付するものとする。
2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に

八月 交付時期
月

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰ことがなくなつた日又はその通告の旨を履行したの規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行したしくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四及び五 略

7 7

16 及び 17 略

(環境性能割の交付基準及び交付時期等)

第四十四条の八略

掲げる額を交付するものとする。
2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に

一・七五に相当する額	
入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十	
を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収	
を控除した額。以下この表において同じ。)との差額	
金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額	
収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付	
割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の	
前年度三月における同月において収入すべき環境性能	八月
交付時期ごとに交付すべき額	交付時期

		三月		十二月
との合算額の百分の四十・八五 に相当する額	額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入	額の百分の四十・八五 に相当する額	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入
		三月		十二月
との合算額の百分の六十一・七五に相当する額	額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額	十二月から二月までの間に収入した	額の百分の六十一・七五に相当する額	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入

3 及び4 略

第四十四条の九 略

2

略

3 号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。 五. 二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合につい て準用する。 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第 に相当する額」とあるのは、 この場合において、 前条第二項の表中「の百分の四十・八 「を基礎として計算した次条第一項各 3

(単身児童扶養者の範囲)

第四十六条の二の三 る。 職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとす れている者を除く。 童で政令で定めるものは、 (同号に規定する父又は母以外の者の同)で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額 法第二百九十二条第 児童扶養手当法第三条第 項第十二号の二に規定する児 生計配偶者又は扶養親族とさ 一項に規定する児童 退

2

法第二百九十二条第一

項第十二

一号の二に規定する配偶者

(婚姻の

届

出

3 及 び 4

略

第四十四条の九 略

2

略

二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合につい 号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。 七五に相当する額」とあるのは、 て準用する。 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第 この場合において、 前条第二項中 「を基礎として計算した次条第一項各 「の百分の六十一・

号から第五号までに掲げる者の配偶者 死の明らかでない者で政令で定めるものは、 をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 (婚姻の届出をしていないが 第四十六条の二第 項第三 の生 事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の四

略

2 及 び 3 略

(寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄

附金の範囲)

第四十八条の八 る寄附金は、 法第三百十四条の七第 項第二号に規定する政令で定め

第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四十八条の九 三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定す 得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十 適用を受けるもののうち、 あるのは 産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四条の七第一項及び第 項の規定の適用については、 「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の 租税特別措置法第四十条第 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所 同条第 項中 項の規定の適用を受ける財 「次に掲げる寄附金」と

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の三

2 及 び 3 略

削除

第四十八条の八

対する寄附金の範囲等) (寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に

第四十八条の九 る寄附金は、 第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。 法第三百十四条の七第一 項第二号に規定する政令で定め

2 がある場合における同条の規定の適用について準用する。 を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四条の七の規定の適用 第七条の十八の規定は、 租税特別措置法第四十条第 項 の規定 んの適用

所得の金額に相当する部分を除く。 額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第一 別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除 定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三 条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規 除対象寄附金 は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く 第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又 十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条 額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三 贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金 四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、 除対象寄附金」 項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。 所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二 る山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡 のうち、 _ كر 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二 同条第十一 (租税特別措置法第四十条第一 とあるのは「に特例控除対象寄附金 項中 「特例控除対象寄附金」とあるの)」とする。 一項に規定する山林所得の特 項の規定の適用を受けるも 同項に規定する財産) 」 と、 (租税特別措置法第 一項に規定する雑 は 「に特例控 「特例控 0

(法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等)

第五十六条の二十八 令で定める法人は、 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政 次に掲げる法人とする。

略

略

第五十六条の二十八 令で定める法人は、 次に掲げる法人とする。 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政

(法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等)

による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保	による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保
万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定	一万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定
属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に五十	属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に五十
世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所	世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所
三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一	三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一
第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、	第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
2及び3 略	2及び3 略
める金額は、五十八万円とする。	める金額は、六十一万円とする。
第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定	第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定
(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)	(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)
2 略	2 略
二の二及び三 略	三 及び四 略
	°)
	続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものを除く
	変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き
	則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織
	合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附
	表第二に規定する農業協同組合連合会に該当するもの及び農業協同組
	該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会で法人税法別
二 農業協同組合連合会	二 農業協同組合連合会 (医療法第三十一条に規定する公的医療機関に

を乗じて得た金額を加算した金額)とする。 険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする

略

合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イから二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

イ 略

加算した金額を超えない世帯(イ又は口に掲げる世帯を除く。)特定同一世帯所属者の数の合計数に五十一万円を乗じて得た金額を額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と、 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

十分の二

三及び四

略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額

険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万五千円

を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする

2

略

合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イから一 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

イ略

十分の二十分の二十分の二十分の二十分の二十分の二十分の二十分の二十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数といい。 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

三及び四 略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七年を行った。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人
	の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場
	合には、当該各号に定める額。以下この表において同
	じ。)の百分の七・七に相当する額
	一及び二 略
十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の
	行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当す
	る額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の
	行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当す
	る額

額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除したに掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超え

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七年を表面である。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人
	の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場
	合には、当該各号に定める額。以下この表において同
	じ。)の百分の五・四に相当する額
	一及び二 略
十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の
	行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当す
	る額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の
	行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当す
	る額

額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除したに掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超え

るものとする。額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算す

3略

及び二

略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 まで、 し書 本則 三十三条の二から第五十八条までの規定とする から第十五条の五まで、 の二の十二第 第十二条の二の八、 二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、 三条から第八条の二まで、 ら第十四項まで、 医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただ 十九条の九から第二十九条の十七まで、 項 第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第 第七十二条の二十四の七第一項第二号 (社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項か (法第七十二条の二十三第二項(社会保険診療に係る部分に限る。 第百八十条第二項、 第三十条の二から第三十一条の四まで、 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 項、 第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七 第十二条の四から第十四条まで、 第十二条の二の九、 第十五条の十二から第二十九条の八 第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二 第八条の三から第八条の六まで、 第二十九条の十八第 第十二条の二の十一 (同条第五項第十号に掲げる 第三十二 第十五条の三の二 一条の三並びに第 ハまで、 第九条第十 一項及び第 第十二条 第二 法

るものとする。額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算す

一及び二略

3 略

〈法第七百五十七条第一号の政令で定める規定〉

第五十八条 項、 まで、 二項、 本則 第十二条の二の八、 三条から第八条の二まで、 ら第十四項まで、 し書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五 医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただ 、第七十二条の二十四の七第一項第二号 第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。 第九条の三から第十条まで、第十一条の六、 (法第七十二条の二十三第二項 第百八十条第二項、 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七 第十二条の二の 第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二 第八条の三から第八条の四まで、 九 (社会保険診療に係る部分に限る。 第十三条 (同条第五項第十号に掲げる 第十二条の二の六、 第十四条)並びに附則第 第九条第十 項 法

三十一条

から第十五条の五まで、

第十五条の十二から第二十九条の十八

(まで、

第

第十五条の三の二

から第三十一条の四まで及び

第

三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

19

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第四条 略

2 \ 11 略

12 は、 掲げる規定の適用については、 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

	略	
控除に関する事項その他		項第九号
る通算後譲渡損失の金額の	か、	条の二第一
附則第四条第四項に規定す	前各号に掲げるもののほ	法第四十五
	略	

13 19 略

20 は、 掲げる規定の適用については、 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

法第三百十 七条の一 項第九号 一第 か、 前各号に掲げるものの 略 略 ほ る通算後譲渡損失の金額の 附則第四条第十項に規定す 控除に関する事項その他

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第四条 略

2 \ 11

略

は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

12 掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に

	項第	条の	法第	
	項第八号	条の二第一	法第四十五	
略		か、	前各号に掲げるもののほ	略
	控除に関する事項その他	る通算後譲渡損失の金額の	対別第四条第四項に規定す	

13 \(\)
19 略

20 は、 掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	I	+1	注	
略	項第八号	七条の二第	法第三百十	
		カ、	前各号に掲げるもののほ	略
	控除に関する事項その他	る通算後譲渡損失の金額の	附則第四条第十項に規定す	

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第四条の二略

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合における次の表の上

	略	
他		
額の控除に関する事項その		項第九号
定する通算後譲渡損失の	か、	条の二第一
附則第四条の一	前各号に掲げるもののほ	法第四十五
	略	

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合における次の表の上

略 略 上への二第 か、 確の控除に関する事項その定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項そのではでする通算を譲渡した。 上条の二第 か、 他

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の二略

2 10 略

字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合における次の表の上

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる別 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合における次の表の上

略		一項第八号	七条の二第	法第三百十	
			か、	前各号に掲げるもののほ	略
	他	額の控除に関する事項その	定する通算後譲渡損失の金	附則第四条の二第十項に規	

(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規

第四条の七 第七条の十八

は に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く 得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項 山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所 条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する 税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三 用を受けるもののうち、 規定の適用については、 とする。 特例控除対象寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適 の規定の適用がある場合における法附則第五条の五第 同項 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得 中 「特例控除対象寄附金」とあるの 一項 0

2 に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。 得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項 山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第1 条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する 税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三 用を受けるもののうち、 は 二項の規定の適用については、 第四十八条の九の規定の適用がある場合における法附則第五条の 特例控除対象寄附金 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得 (租税特別措置法第四 同項中 「特例控除対象寄附金」 十条第 一項に規定する譲渡所 項の 規 とある %定の適 五第

(法附則第七条の六第

一項の外国法人等)

定の適用に関する読替え)

第四条の七 用を受けるもののうち、 に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。 得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項 山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所 条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する 税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三 規定の適用については、 を含む。)の規定の適用がある場合における法附則第五条の五 とする 「寄附金 第七条の十八(第四十八条の九第二項において準用する場合 同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得 同条第一項中 (租税特別措置法第四十条第一 「寄附金 次項において同じ。) 項の規定の適 とあるの \mathcal{O}

は、

第五条の二の二 法附則第七条の六第三項に規定する政令で定める外国 る租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。 る租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げ 大は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げ

(特定寄付信託に係る利子等の支払の事務)

第五条の六 略

(法附則第八条の六第一項の外国法人)

別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特第六条法附則第八条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二略

2 8 略

間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の収分割会社(同項に規定する等に関して有する権利、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第二十二項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第二十二項に規定する特別第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社の

(特定寄付信託に係る利子等の支払の事務)

第六条

略

第六条の二略

(法人の事業税の課税標準の特例

2 8 略

23

当する収入金額とする。 収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相 という。 項に規定する総務省令で定めるもの それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。 全部又は 部を一 を行う場合におい 一以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、 当該特定吸収分割会社又は当 (以下この項において 「特定取引」 該 のうち同 **以特定吸**

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

2 5 17

略

18

校、 宅 くものとする び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除 適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及 技場又は倉庫であることとする。 介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。 に関する法律 定する路外駐車場 おいて同じ。 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、 事務所、 病院、 介護施設 店舗、 (平成元年法律第六十四号) 第二条第三項に規定する公的 (第二十一項において「路外駐車場」という。) 、 図書館、 旅館、 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進 ホテル、 博物館、 ただし、 料理店、 会館、 風俗営業等の規制及び業務の 公会堂、 駐車場法第二条第二号に規 劇場、 映画 第二 一 館 項 遊 学 住

19

法附則第十一条第十三項第一号イに規定する増築

改築、

修繕又は模

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

18 校、 宅、 くものとする び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除 適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及 技場又は倉庫であることとする。 において同じ。 介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。 に関する法律 定する路外駐車場 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、 事務所、 病院、 介護施設 店舗、 (平成元年法律第六十四号) 第二条第三項に規定する公的 (第二十項 図書館、 旅館、 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促 ホテル、 博物館、 「において「路外駐車場」という。 ただし、 料理店、 会館、 風俗営業等の規制 公会堂、 駐車場法第二条第二号に規 劇場、 映画 第二 及び 一十項 業務 館、 遊 学 住

0

進

より証明がされた家屋とする。
がる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところに様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲

あるものに限る。)以外の家屋であること。

一 共同住宅(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造で

補助金等の額を控除した額) 交付を受ける場合には、 充てるために交付される補助金その他これに準ずるものを は地方公共団体から補助金等 付けに係る工事を含む。 事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は 当該家屋について行う増築、 に要した費用の額 (当該増築等の工事の費用に充てるために国又 当該増築等の工事に要した費用の額から当 以下この号において が三百万円以上であること。 (当該増築等の工事を含む工事の 改築、 修繕又は模様替の工事 「増築等の工事」 いう。 (当該工 という が費用に 取

20 略

21

屋の用途が、 いて総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、 臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつ 施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大 二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)のうち、 の二に規定する耐火建築物をいう。 家屋として政令で定めるものは、 学校、 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する都市機能の向上に資する 病院、 住宅、 介護施設、 事務所、 図書館、 店舗、 耐火建築物)又は準耐火建築物 博物館、 旅館、 ホテル、 会館、 (建築基準法第二条第九号 公会堂、 料理店、 (建築基準法第 劇場、 建築基準法 路外駐車場 当該家 映画

19 略

20

臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつ 屋の用途が、 き 施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大 二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)のうち、 の二に規定する耐火建築物をいう。 家屋として政令で定めるものは、 学校、 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する都市機能の向上に資する 総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、 病院、 住宅、 介護施設、 事務所、 図書館、 店舗、 耐火建築物 博物館、 旅館、)又は準耐火建築物 ホテル、 会館、 (建築基準法第二条第九号 料理店、 公会堂、 (建築基準法第 路外駐 建築基準法 当該家 車場 映 画

館、 る あることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとす 九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。)で に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第 遊技場又は倉庫であるもの (風俗営業等の規制及び業務の適正化等

22 略

23 されたものとする。 ものは、 ずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明が 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定める 同項に規定する低未利用土地のうち、 次の各号に掲げる要件の

及び二 略

24 略

(心身障害者を多数雇用する事業所等)

第九条 略

2 害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるものは、 障

の支給を受けて取得

た施設で作業の用に供するものとする。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 及 び 3 略

> る。 館、 あることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとす 九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。)で に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第 遊技場又は倉庫であるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等

21 略

22 ものは、 されたものとする。 いずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明が 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定める 同項に規定する低未利用土地のうち、 次に 掲げる要件の

及び二 略

23 略

第九条 (心身障害者を多数雇用する事業所等) 略

2 害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その た施設で作業の用に供するものとする。 他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得し 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるもの は、 障

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 及 び 3 略

4 第九項、 十二項、 中欄に掲げる字句は、 条の規定の適用については、 第三十一項まで、 第六項に係る部分に限る。)及び第十項 条の四の二第三項、 十七項から第三十一項まで、 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四 第七十条の八第一 第十三項、 第十二項、 第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限 第十三項、 第十九項、 第五項、 項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 第六項、第八項 第三十二項第二号及び第三十五項、 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 第二十項、 第十九項、 (同法第七十条の四第九項 第二十四項、 第二十項、 (同条第三項、 第二十四項、 第二十七項 第五項及び 第七十 から 第二 表 る。 第

4

とする。

5 ~ 12 略

略

13

おいて を除 に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。 その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号 用を受けようとする農地等について法附則第十二条第 する場合には、 れる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようと 十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。 る租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者 受贈者 「営農困難時貸付け」という。)は、 が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ (法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされ 同項に規定する営農困難時貸付け 同条第二十二項の規定の適 (次項及び第十五項に)に該当する者 項の規定により ただし、 第二 当該

> 第九項、 十二項、 のとする。 中欄に掲げる字句は、 条の規定の適用については、 第三十一項まで、 第六項に係る部分に限る。)及び第十項 条の四の二第三項、 十七項から第三十一項まで、 、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四 第十三項、 第十二項、 第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限 第十九項、 第十三項、 第五項、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも 第三十二項第二号及び第三十五項、 次の表の上欄に掲げる同法の規定中 第六項、第八項 第二十項、 第十九項、 (同法第七十条の四第九項 第二十四項、 第二十項、 (同条第三項、 第二十四項、 第二十七項 第五項 第七十 同 及び 第二 表 か 第

略

5 ~ 12 略

13 に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。 その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号 用を受けようとする農地等について法附則第十二条第 おいて「営農困難時貸付け」という。) する場合には、 れる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようと を除く。)が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ 十三項及び第二十六項において る租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者 受贈者 (法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされ 同項に規定する営農困難時貸付け 「猶予適用者」という。 は、 同条第二十二項の規定の適 (次項及び第十五項に 項)に該当する者 ただし、 の規定により (第二 当該

思地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項第一号イ及び口 とができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。 ことができるものとする。

14 5 26

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 6 略

の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金 7 法附則第十五条第四項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者

__の支給を受けて取得した家

屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

8 ∫ 10 略

で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。 の設備で総務省令で定めるもののうち、一基の取得価額として総務省令を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するため 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、電気

ことができるものとする。 ことができるものとする。

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 6 略

屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。れに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した家の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他ころ 法附則第十五条第四項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者

8 10 略

各号に掲げる設備で総務省令で定める 11 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、次の

ものとする。

一電気を動力源とする自動車に水素を充塡するための設備であつて、

12 ~ 15 略

16 用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。 の客車であ 賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外 動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運 めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定 つて、 利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー · の 使 原 めるものは、

の項及び次項において「地方公共団体等」という。)が負担し、かつ、該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者(以下こ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条

いう。次号において同じ。)が一億五千万円以上の設備一基の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額を

以上の設備
天然ガスを充塡するための設備であつて、一基の取得価額が四千万円
一一 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性

12 ~ 15 略

16 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定

次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする

ネルギーの使用の合理化に資するもの うち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用され 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車の

の項及び次項において「地方公共団体等」という。)が負担し、かつ、該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者(以下こ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条民間判計十五条第十七項に規定する選定事業で政令で定めるものは、

地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。宅(公営住宅を除く。)及び同項第五号に掲げる施設を除く。)が当該る同法第二条第一項に規定する公共施設等(同項第三号に掲げる賃貸住同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係

屋及び償却資産とする。 償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家19 法附則第十五条第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び

一~四略

20 施設 用に供する家屋及び償却資産とする 及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの 耐火建築物をいう。 方メートル以上の耐火建築物 事 Ł のは、 業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平 法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める (都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業 が整備されるものに限る。)により取得した公共 (建築基準法第二条第九号の二に規定する (当該認定

、次に掲げる固定資産とする。
かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは21 法附則第十五条第二十項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、

及び二略

設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施22 法附則第十五条第二十一項に規定する国立大学の校舎の用に供する家

地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。宅(公営住宅を除く。)及び同項第五号に掲げる施設を除く。)が当該る同法第二条第一項に規定する公共施設等(同項第三号に掲げる賃貸住同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係

四 略

19 ものは、 施設 用に供する家屋及び償却資産とする。 及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるも 耐火建築物をいう。) 方メートル以上の耐火建築物 事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める (都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業 が整備されるものに限る。 (建築基準法第二条第九号の二に規定する)により取得した公共 (当該認定 が五 万平 0) 0

、次に掲げる固定資産とする。 かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは20 法附則第十五条第十九項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、

一及び二 略

設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施13 法附則第十五条第二十項 に規定する国立大学の校舎の用に供する家

国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋

ずれかに該当する法人とする。 備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のい23 法附則第十五条第二十二項に規定する都市鉄道利便増進事業により整

学法人が証明したものとする

一~三略

25 法人 ものとする。 から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定する ので総務大臣が指定するもの 条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。)に準ずるも 解散及び業務の承継に関する法律 成十八年法律第三十八号)第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団 産 の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定 法附則第十五条第二 (海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律 |十三項に規定する政令で定める者は、 (次項において (昭和五十六年法律第二十八号) 「準指定法人」という。) その基本財 第二 伞 $\overline{\mathcal{O}}$ 24

のは、指定法人及び準指定法人とする。 法附則第十五条第二十三項に規定する公益財団法人で政令で定めるも

国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋

備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のい22 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道利便増進事業により整

学法人が証明したものとする

〜 三 略 ずれかに該当する法人とする。

法人 ものとする。 から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定する ので総務大臣が指定するもの 条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。)に準ずるも 解散及び業務の承継に関する法律 成十八年法律第三十八号)第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団 産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定 法附則第十五条第二 (海上物流の基盤強化のための港湾法等の一 一十二項に規定する政令で定める者は、 (次項において (昭和五十六年法律第二十八号) 「準指定法人」という。 部を改正する法 その基本財 律 伞 0

のは、指定法人及び準指定法人とする。 法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるも

27 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める固定資産は、次に

掲げる固定資産以外の固定資産とする

一~六略

28 法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める施設は、同項に規定するののののののでは、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金がる重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、するもの以外のものとする。

資産で次に掲げるもの以外のものとする。資産で次に掲げるもの以外のものとする。資産で政令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

〜三 略

、当該改良によつて高さを増したものに限る。)、胸壁及び津波からのとして政令で定めるものは、防潮堤、護岸(改良されたものにあつては31 法附則第十五条第二十九項に規定する津波対策の用に供する償却資産

掲げる固定資産以外の固定資産とする。 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める固定資産は、

次に

六略

28 法附則第十五条第二十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するとそのは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾にのとする。

一〜三略

、当該改良によつて高さを増したものに限る。)、胸壁及び津波からのとして政令で定めるものは、防潮堤、護岸(改良されたものにあつては30 法附則第十五条第二十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産

るものとする。一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定め

備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。33 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設

32

及び二

略

び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及3 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする35 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

車場設備 - 第三十三項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停

の転落を防止するための設備及び停車場設備二 第三十三項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームから

荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

るものとする。一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定め

法附則第十五条第三十一項に規定する移動等円滑化のために必要な設円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分へのに規定する避難の用に供する償却資産とし法附則第十五条第三十項

33 法附則第十五条第三十一項に規定する停車場建物その他の家屋で政令一及び二 略 備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする34 法附則第十五条第三十一項に規定する停車場設備その他の鉄道事業のび旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及

車場設備 第三十二項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停

の転落を防止するための設備及び停車場設備二第三十二項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームから

荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

0) ものとする。

<u>\{\equiv}{\equiv}</u> 略

37 以 総務省令で定めるものに限る。)で一台又は一基の取得価額が二千万円 に器具及び備品 得価額をいう。 おいて同じ。 引の単位とされるものにあつては、 るものは、 上のものとする。 法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定め 機械及び装置で一台又は)の取得価額 以下この項において同じ。)が四千万円以上のもの並び (専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして (総務省令で定めるところにより計算した取 一組又は一式とする。 基 (通常一組又は一 式をもつて取 以下この項に 36

38 で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。 施設をいう。 るものは、 法附則第十五条第四 公共施設)及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令 (都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共 十項 に規定する家屋及び償却資産で政令で定め

39 令で定めるものは、 法附則第十五条第四十一 護岸、 岸壁及び物揚場とする。 項に規定する特別特定技術基準対象施設で政

40 法附則第十 五条第四十二項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる

者とする。

<u>\{ \preceq}{=} \)</u> 略

41 道路その他 法附則第十五条第四十二項に規定する道路法第二条第 これに類するものとして政令で定めるものは、 項に規定する 次に掲げるも

のとする

のものとする。

<u>\</u> 略

以上のものとする。 総務省令で定めるものに限る。)で一台又は一基の取得価額が二千万円 に器具及び備品 得価額をいう。 おいて同じ。 引の単位とされるものにあつては、 るものは、 法附則第十五条第三十八項に規定する機械その他の設備で政令で定 機械及び装置で一台又は一基)の取得価額 以下この項において同じ。)が四千万円以上のもの (専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして (総務省令で定めるところにより計算した取 一組又は一式とする。 (通常一組又は一 以下この 式をもつて取 並び 項に

37 で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。 施設をいう。)及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令 るものは、 法附則第十五条第三十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定 公共施設 (都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共

38 令で定めるものは、 法附則第十五条第四十項 護岸、 岸壁及び物揚場とする。 に規定する特別特定技術基準対象施設で政

者とする。

39

法附則第十五条第四十一項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる

40 <u>\{</u> 法附則第十五条第四十一項に規定する道路法第二条第一 略 項に規定する

のとする。

道路その他

政令で定めるものは、

次に掲げるも

道路法第 条第 項に規定する道路

略

二~六 略

。 、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする2 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは

44 て複製 下この項において同じ。 当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。 に災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において 記録をいう。 備をいい、 年法律第三十五号) める特定電気通信設備 項において るものは、 法附則第十 (電磁的記録によるものに限る。) を作成し、 専ら電磁的記録 次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者(以下この 「電気通信事業者」という。) 以下この項において同じ。)として記録された情報につい 五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定め 附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設 (特定通信・放送開発事業実施円滑化法) とする。 (法第二十二条の四第一項に規定する電磁的 の区分に応じ、 及び保管し、 当該各号に定 (平成二 並び 以 43

項に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六この項において「設置促進地域」という。)内に設置された施設及び法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域(以下

略

三~七 略

、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする41 法附則第十五条第四十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは

項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土法附則第十五条第四十四項に規定する土地で政令で定めるものは、同

地とする

て複製 める特定電気通信設備 下この項において同じ。 当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。 に災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において 記録をいう。 備をいい、 年法律第三十五号) 項において るものは、 法附則第十五条第四十五項に規定する特定電気通信設備で政令で定 (電磁的記録によるものに限る。) を作成し、 専ら電磁的記録 次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者 「電気通信事業者」という。) 以下この項において同じ。)として記録された情報につい 附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通 (特定通信・放送開発事業実施円滑化法) とする。 (法第二十二条の四第一項に規定する電磁的 の区分に応じ、 及び保管し、 当該各号に定 (以下この (平成二 並び 信 以

項に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十五この項において「設置促進地域」という。)内に設置された施設及び法附則第十五条第四十五項に規定する総務省令で定める地域(以下

算した取得価額をいう。 信 価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの 施行令第十三条第一 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産 定電気通信設備で、 当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、 地域特定電気通信設備供用事業」 設備の 取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。) 号から第七号までに掲げるものに限る。 その取得価額 以下この号において同じ。 という。 (総務省令で定めるところにより計)を行う電気通信事業者)の合計額の当 (当該特定電気通 又は増設した (法人税 0) 取得 法 該

一略

めるものとする。 等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定場で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定5 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置

一~四略

46 らない。 等をいう。 受ける場合には、 る書類を市町村長 条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、 機械装置等 附則第十 (以下この項において を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければな 五条第四十七 当該機械装置等の価格等 (当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用 頃に規定する中小事業者等が同項に規定する 「機械装置等」という。 (同条第一 項に規定する価 総務省令で定)について同 め 格 を

るものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等47 法附則第十五条第四十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの 施行令第十三条第一 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産 算した取得価額をいう。 当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、 地域特定電気通信設備供用事業」という。 信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。 定電気通信設備で、 号から第七号までに掲げるものに限る。 その取得価額 以下この号において同じ。 (総務省令で定めるところにより計)を行う電気通信事業者)の合計額の当該 (当該特定電気通 又は増設した (法人税法 0) 取

略

~ 四 略

45 らない。 等をいう。 受ける場合には、 る書類を市町村長 条第四十六項の規定の適用を受けようとする場合には、 機械装置等 法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等が同項に規定する を決定する総務大臣又は道府県知事) (以下この項において 当該機械装置等の価格等 (当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の 「機械装置等」という。 同 条第 に提出しなけ 項に規定する 総務省令で定め について同 れ 適 ば 価 用 な 格

るものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等46 法附則第十五条第四十七項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

受けたもの以外のものとする。 利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち 法附則第十五条第四十八項に規定する都市再生推進法人が有料で借り

48 地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。 るものは、 法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定め 同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土

49 措置法 以外のものとする。 条第五十項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの 設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。 ル未満である場合を除く。 割合が四分の 設定土地の する土地及び償却資産 ものは、 法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産で政令で定める (平成三十年法律第四十九号) 第十九条第一項に規定する使用権 同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供 面 積の同法第十条第 未満である場合 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別 には、 (当該事業区域の面積が五百平方メート 項に規定する事業区域の面積に対する 当該使用権設定土地及び当該使用権 のうち、 法附則第十五

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

第十二条 略

2

略

3 は、 項並びに第十五条の八第四項第一号に規定する住宅で政令で定めるもの 法附則第十五条の六第一項及び第二項、 住宅で、 次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要 第十五条の七第 項及び第二

> 利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち 受けたもの以外のものとする。 法附則第十五条第四十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借り

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

第十二条 略

2 略

3 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第 項及び

第二項 住宅で、 次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、 に規定する住宅で政令で定めるもの 当該各号に定める要

は、

件に該当するものとする。

一及び二

略

16 \mathcal{O} のと市町村長が認める家屋をいう。 ていた家屋 堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築され 算定した額は、 区分に応じ、 法附則第十 (以下この項において「従前の家屋」という。) 五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより 次の各号に掲げる特例適用家屋(同項に規定する高規格 当該各号に定める額とする。 第一号及び第四号において同じ。 に代わるも

適用住宅」という。 令で定める住宅であるもの 特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一 (次号に規定する特定特例適用住宅を除く。 (以下この項及び次項において 号に規定する政 特定特例

の特定特例適用住宅 定特例適用住宅をいう。 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に (当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であ 以下この項及び次項において同じ。 (区分所有に係る家屋である特 以外

イ

次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、

それぞれ次に定める額

た者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。 るときは、 法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受け 以下この

従前の家屋の床面積

数値 項において同じ。) (当該数値が一を超える場合には、 を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た を乗じて得た額

口 適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該区分所有に係る特定特例 従前の家屋の床面積を

> 4 5 15 件に該当するものとする。 及び二 略 略

応じ、それぞれ次に定める額 同じ。)のうち特定居住用部分 次に掲げる特定居住用部分の区分に う。)以外の部分を有するものに限る。以下この号及び次号において 定居住用部分(以下この号及び次号において「特定居住用部分」とい

イ た額 除して得た数値 合を補正した割合) 場合には、 設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある 部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、 積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合 特定居住用部分 面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で 定特例適用住宅に係る固定資産税額に、 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割 (当該数値が一を超える場合には、 当該特定居住用部分に係る固定資産税額 を乗じて得た額をいう。 当該特定居住用部分の に、 天井の高さ、 (当該特定居住 従前の家屋の床 を乗じて得 (当該 附带 床面 特 用

口

区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居

分

当該特定居住用部分に係る専有部分税額

(当該専有部分に係る

住用

部

専有部分税額に、

当該専有部分のうち当該特定居住用部分の

床面

特定居住用部分以外の部分との間に、

天井の高さ

附帯設備の程度

(当該特定居住用部分と当該

の当該専有部分の床面積に対する割合

39

部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額をいう。)に、従前の家屋の床面積を当該た割合)を乗じて得た額をいう。)に、従前の家屋の床面積を当該

)を乗じて得た額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る定居住用部分以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額三 特定特例適用住宅のうち特定居住用部分以外の部分 次に掲げる特三

いう。 当該数値が一を超える場合には一とし、当該数値が零を下回る場合 のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値 特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該特定特例適用住宅 項について著しい差違がある場合には、 積に対する割合 特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面 固定資産税額 特定居住用部分以外の部分 には零とする。 で定めるところにより当該割合を補正した割合) との間に、 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る に、 天井の高さ、 従前の家屋の床面積から当該特定特例適用住宅のうち (当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に) (当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分 を乗じて得た額 附帯設備の程度その他総務省令で定める事 当該特定居住用部分以外の部分に係る その差違に応じて総務省令 を乗じて得た額を 当該

分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る専有部分税額 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部

割合 当該数値が 分のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該専有部分 の家屋の床面積から当該区分所有に係る特定特例適用住宅の 差違がある場合には、 定居住用部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する には零とする。 のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値 より当該割合を補正した割合)を乗じて得た額をいう。)に、 天井の高さ (当該専有部分に係る専有部分税額に、 (当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、 一を超える場合には一とし、 附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい を乗じて得た額 その差違に応じて総務省令で定めるところに 当該専有部分のうち当該特 当該数値が零を下回る場合 専 従前 有部

じ、それぞれ次に定める額特例適用家屋」という。) 次に掲げる特定特例適用家屋の区分に応明 特定特例適用住宅以外の特例適用家屋(以下この号において「特定

宅の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。 に供する部分で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定特例適用住17 法附則第十五条の八第四項第一号に規定する家屋のうち人の居住の用

の居住の用に供する部分)で別荘の用に供する部分以外の部分住の用に供する部分(共同住宅等にあつては、基準住居部分のうち人一 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 人の居

18〜24 略 のうち人の居住の用に供する部分で別荘の用に供する部分以外の部分 一 区分所有に係る特定特例適用住宅 居住用専有部分に係る基準部分

部分を有する高齢者等居住改修住宅部分をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。)以外の一、特定居住用部分(法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用

二略

26 ~ 29 略

30 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十二

項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

31 33 略

十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 34 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、

16 ~ 22 略

る。 おいて「高齢者等居住改修住宅」という。)のうち次に掲げるものとすおいて「高齢者等居住改修住宅」という。)のうち次に掲げるものとす住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅(以下この項及び次項に3 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修

部分を有する高齢者等居住改修住宅部分をいう。以下この項から第四十四項までにおいて同じ。)以外の特定居住用部分(法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用

二略

24 ~ 27 略

| 各号 | に掲げる要件の全てに該当するものとする。 | 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十項

29 5 31

第二

十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。32 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第二

35 \ 40 略

41 十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、 第二

42 及 び 43 略

44 第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、

45 \ 49 略

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び

都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の四 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

う。 に規定する被災住宅用地 平成二十八年度に係る賦課期日における法附則第十六条の二第一項 の所有者 (以下この条において「被災住宅用地」とい

- _ の全部又は 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用 部を取得した者 地
- 三 成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所 全部又は 有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者 前二号に掲げる者(この号の規定により相続により被災住宅用地の 部を取得した者を含む。 が個人である場合におい 平
- 兀 八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、 部を取得 平成二十

略

39

十項各号 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、 に掲げる要件の全てに該当するものとする。 第二

40 及 び 41 略

42

第二十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、

43 5 47 略

33 \ 38

したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く。)

全部又は一部を取得した法人 おり被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割に

- 2 法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この条において「住宅用地」という。)とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税についた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三日、大土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三とする。
- 者とする。 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる
- 一 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地はその共有持分を有していた者一 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又
- 三 前二号に掲げる者(この号の規定により相続により被災住宅用地の

を取得した者

の全部若しくは

部又は被災住宅用地の全部若しくは

部の共有持分

た者 全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得し 市分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若 しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を を部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を

(一) 「特分を取得したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く 「大年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部につい で、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部につい で、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部又は一部につい で、その全部若しくは一部との者から被災住宅用地の全部又は一部につい

五 第一号又は第二号に掲げる者(この号の規定により合併又は分割に出り一部の共有持分を取得した者を含む。)が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくという。

号に定める土地とする。 うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部の

に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項

、それぞれ次に定める土地 等」という。) である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ

イ 合には、 号までに掲げる者 るもの) 相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 得した当該被災住宅用地の一 被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十 当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五 災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 全部又は している当該被災住宅用地の全部又は て当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 前項第 (年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場 前 が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日におい 所有者等」 を超える場合には、 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取 一号又は第二号に掲げる者 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の という。 (以下この号及び次項において「相続人等」とい が平成二十八年四月十三日において被 当該面積に相当する土地) 部の面積又はこれらの規定により当該 (以下この号及び次項に 一部 (その所有している当該 総務省令で定め 部に係る共 その所有 かつ、 において 面

口

従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地

 \mathcal{O}

該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合

一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当

等が平成三十

全部又は

部を所有しており、

かつ、

当該従前所有者等又は相続人

のうち、 部若しくは 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有 用地の面積 宅用地の全部又は 合計に相当する土地 これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全 している場合には、 日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は 前 所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 前項第三号から第五号までの規定により当該相 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 部の面積又は 当該面積) 部の 面 面 積 \mathcal{O} 積

り当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 持分を有している場合には、 地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 期日にお 二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用 に応ずる被災住宅用地の面積 ている当該被災住宅用地の全部又は一 有している場合 者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課 全部又は一 面積 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は いて当該被災住宅用地の全部又は 部について共有持分を有しており、 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有し 前項第三号から第五号までの規定によ (当該面積が当該従前所有者等が平成 部に係る当該共有持分の割合 部について共有持分を かつ、 部について共有 当該従前所有 地 0)

面積)の合計に相当する土地地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅

二| は 災区分所有家屋に係る土地を除く。 有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被 該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合に 分の割合の区分に応じ、 び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 有家屋をいう。 被災区分所有家屋 被災共用土地等である土地 当該十倍の面積) 以下この項から第七項までにおいて同じ。 (法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所 に乗じて得た面積に相当する土地 同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる (被災区分所 の区分及 (当

	可可	右 4	1 2 2 1	기 위	ъl	神	皮
	所有家屋であつた被災区分	有する耐火建築物出上階数五以上を	被災区分所有家屋	分所有家屋以外の	口に掲げる被災区	3日25月7日	波炎区分所有家屋
四分の三以上	二分の一以上四分の三未満	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上		四分の一以上二分の一未満	部分に相当する部分の割合	被災区分所有家屋に係る居住
	〇・七五	〇 五	<u>·</u>	○ • ∄) Ĺ	<u> </u>	率

- 5 の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。 いて同じ。 する部分 項に規定する専有部分をいう。 続人等に係る従前所有者等を含む。 により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相 三十二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定 共有持分を引き続き有している従前所有者等 いて平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る 分の割合とは、 て所有していた被災区分所有家屋の専有部分 のうち、 項第一 (別荘 一号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供 の用に供する部分を除く。 平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日にお (第三十六条第二 第七項において 一項に規定する別荘をいう。 が平成二十八年四月十三日にお であつた部分の床面積の合計 (法附則第十六条の二第三 (平成三十 「特定専有部分」 年度又は平成 第七 という 頃に 丁する部 お
- 。)の規定の適用がある場合について準用する。 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項(第二号に係る部分に限る
- 地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。 用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土 読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により
- 積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。)の面において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の二第二項

合を乗じて得た面積に相当する土地規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の

- じ、それぞれ次に定める土地 次に掲げる土地の区分に応二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応
- あるもの 当該住宅用地とみなされた土地 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下で
- 回 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居の口において「特例適用住居数」という。)で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあっては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に

9

8

の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法項に規定はより読み替えて適用される同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第

土地とする。 十九条の三の二第一 されるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四 被災住宅用地が法附則第十六条の二第一 一項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する 項の規定により住宅用地とみな

10 と読み替えるものとする。 ついて準用する。 一項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」 とあるのは 前項の規定は、 「被災住宅用地が法附則第十六条の二第 「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」 この場合において、 法附則第十六条の二第七項の規定の適用がある場合に 前項中 項」 「附則第十六条の二第六項 とあるのは 「同条第

11 前各項に定めるもののほか、 総務省令で定める。 これらの規定の適用に関し必要な事項は

の特例) (上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

第十六条の二の十一 略

2 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、 それぞれ同表の下欄に 次の表の

掲げる字句		とする。
	略	
第七条の二	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則
第二項		第三十三条の二第一項に規
		定する上場株式等に係る配

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

第十六条の二の十一 略

の特例)

2 掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、 同表の下欄に 次の表の

	第二項	第七条の二 山	
		山林所得金額	略
定する上場株式等に係る配	第三十三条の二第一項に規	山林所得金額並びに法附則	

		4	3																
五条 五条	上欄に掲げる		略		口	二項第二号	一項及び第	条の十三第	並びに第七	の四第二項	第七条の三	三第一項、	、第七条の	の二第二項	第七条の二				
又は山林所得金額	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、		略											山林所得金額				
おしくは山林所得金額又は おしくは山林所得金額又は とする。	る字句は、それぞれ同表の下欄に	次の表											額	式等に係る配当所得等の金	山林所得金額並びに上場株	いう。)	係る配当所得等の金額」と	節において「上場株式等に	当所得等の金額(以下この
	に	0)																	
法第三百十五条	上欄に掲げる	4 法附則第三	3 略					の 十 三	及び第七条	の四第二項	第七条の三			第二項	第七条の三				
	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	二十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、		略											山林所得金額				
とする。 若しくは山林所得金額又は 附則第三十三条の二第五項 に規定する上場株式等に係	る字句は、 同表の下欄に	の適用がある場合には、次の表の											額	式等に係る配当所得等の金	山林所得金額並びに上場株	いう。)	係る配当所得等の金額」と	「上場株式等に	当所得等の金額(以下

山林所得金額並びに上場株	山林所得金額	第四十六条	上場株	山林所得金額並びに上場株	山林所得金額	第四十六条 山
いう。)				いう。)		
係る配当所得等の金額」と			一額」と	係る配当所得等の金額」と		
「上場株式等に			式等に	節において「上場株式等に		
当所得等の金額(以下			(以下この	当所得等の金額(以		
定する上場株式等に係る配			係る配	定する上場株式等に係る配		
第三十三条の二第五項に規		の二第二項	項に規	第三十三条の二第五項に規		の二第二項
山林所得金額並びに法附則	山林所得金額	第四十六条	法附則	山林所得金額並びに法附則	山林所得金額	第四十六条
	略				略	
			額	係る配当所得等の金額		
			式等に	項に規定する上場株式等に		
			第一	特別措置法第八条の四第		五条第一号
			は租税	山林所得金額若しくは租税	山林所得金額	法第三百十二
金額						
株式等に係る配当所得等の						
の四第一項に規定する上場						
くは租税特別措置法第八条						
若しくは山林所得金額若し	若しくは山林所得金額)	得等の金額」という。		
」という。)			配当所	「上場株式等に係る配当所		
等に係る配当所得等の金額			おいて	の二第一項第一号において		
号を除き、以下「上場株式			十七条	百十七条及び第三百十七条		
る配当所得等の金額(第一			第三	る配当所得等の金額		

第二項	略	掲げる字句とする。	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	3 法附則第三十三条の三第一項の規定の適用がある場合には、	2 略	第十六条の三略	税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課	略	二号口	び第二項第	六第一項及	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二	二項、第四	
第三十三条の三第一項に規 山林所得金額並びに法附則		0	は、それぞれ同表の下欄に	がある場合には、次の表の 3	2	第		県民税及び市町村民税の課												
第二項第七条の二		掲げる字句に	上欄に掲げる場	法附則第三	略	第十六条の三	税の特例)	(土地の譲渡					十八条の六	項及び第四	条の四第二	、第四十六			二項	
山林所得金額	略	それぞれ読み替えるものとする。	規定中同表の中欄に掲げる字句は、	十三条の三第一項の規定の適用がある場合には、		略		寺に係る事業所得等に係る	略											
第三十三条の三第一項に規山林所得金額並びに法附則		こする。	ラ字句は、	う適用がある場合には、次の表の				等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課												

総所得金額及び土地等に係	総所得金額(イによる控		総所得金額又は土地等に係	総所得金額	第七条の九
順次			順次		
の金額及び総所得金額から			の金額及び総所得金額から		
は土地等に係る事業所得等			は土地等に係る事業所得等		
る事業所得等の金額から又			る事業所得等の金額から又		
総所得金額及び土地等に係	総所得金額から		総所得金額及び土地等に係	総所得金額から	
る事業所得等の			る事業所得等の金額の		第二号イ
総所得金額又は	総所得金額の	第七条の九	総所得金額又は土地等に係	総所得金額の	第七条の九
		1			ロ
					二項第二号
					一項及び第
		の十三			条の十三第
		及び第七条			並びに第七
		の四第二項			の四第二項
		第七条の三			第七条の三
					三第一項、
					、第七条の
に係る事業所得等の金額		第二項	に係る事業所得等の金額		の二第二項
山林所得金額並びに土地等	山林所得金額	第七条の三	山林所得金額並びに土地等	山林所得金額	第七条の二
所得等の金額」という。			所得等の金額」という。)		
土地等に係る事業			おいて「土地等に係る事業		
得等の金額(以下			得等の金額(以下この節に		
定する土地等に係る事業所			定する土地等に係る事業所		

				G 1							
	五 注 条 号	 と第三百十 掲げる字句	上	6 法附則第三4及び5 略		第二号ホ九			第二号ニ	第七条の九	第二号ハ
	された。日本戸社会客	又は山林所得金額と	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、び5 略	略	総所得金額		当該控除後の金額)から	除が行われる場合には、	総所得金額(イによる控	
知等に係る事業所得等の金地等に係る事業所得等の金	村は、は日本民名会をおり、一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一年五項で、一大人の一年五項で、一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の一大人の	告しくよ山林所得金額又はとする。	それぞれ同表の下欄	適用がある場合には、次の表の		事業所得等の金額、土地等に係る	次	は、当該控除後の金額)かよる控除が行われる場合に	る事業所得等の金額(イに	び	る事業所得等の金額
	五 注条		上欄に掲げる	6 法附則第三 を を を を を を を を を を を を を							
若しくは山林所得金額	とおける。日本日本では、日本日本では、日本日本では、日本日本では、日本日本では、日本の日本では、日本日本では、日本日本では、日本日本では、日本日本では、日本日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	二十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、	略		i i	これを総所得金額		当該控除後の金額)から	除が行われる場合には、
若しくは山林所得金額若し 八条の四第一項に規定する 八条の四第一項に規定する		苦しくは山林所得金額又はいする。	同表	2適用がある場合には、次の表の			0)	これを総所得金額、土地等	は、当該控除後の金額)か	十日	る事業所得等の金額(イに

び第二項第	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二	二項、第四	の二の二第	第四十六条					の二第二項	第四十六条				五条第一号	法第三百十	
									山林所得金額						山林所得金額	略				山林所得金額	
								に係る事業所得等の金額	山林所得金額並びに土地等	所得等の金額」という。)	おいて「土地等に係る事業	得等の金額(以下この節に	定する土地等に係る事業所	第三十三条の三第五項に規	山林所得金額並びに法附則		係る事業所得等の金額	第一項に規定する土地等に	特別措置法第二十八条の四	山林所得金額若しくは租税	
																ı					
	十八条の六	項及び第四	条の四第二	、第四十六			二項	の二の二第	第四十六条					の二第二項	第四十六条						
									山林所得金額						山林所得金額	略					
								に係る事業所得等の金額	山林所得金額並びに土地等	所得等の金額」という。)	一生地等に係る事業	得等の金額(以下	定する土地等に係る事業所	第三十三条の三第五項に規	山林所得金額並びに法附則	гЦ					金額

第十七条 略

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

	略	
		ホ
事業所得等の金額		の三第二号
総所得金額、土地等に係る	総所得金額	第四十八条
ら順次		
は、当該控除後の金額)か		
よる控除が行われる場合に	当該控除後の金額)から	듸
る事業所得等の金額(イに	除が行われる場合には、	の三第二号
総所得金額及び土地等に係	総所得金額(イによる控	第四十八条
		ハ
る事業所得等の金額		の三第二号
総所得金額又は土地等に係	総所得金額	第四十八条
順次		
の金額及び総所得金額から		
は土地等に係る事業所得等		
る事業所得等の金額から又		
総所得金額及び土地等に係	総所得金額から	イ
る事業所得等の金額の		の三第二号
総所得金額又は土地等に係	総所得金額の	第四十八条
		一号口

第十七条 略 (長期譲渡所得

の課税の特例)

略

<u>の</u> 三 第四十八条 これを総所得金額 除が行われる場合には、 当該控除後の金額)から 総所得金額 総所得金額から 総所得金額の (イによる控 ら順次 順次 これを総所得金額、 よる控除が行われる場合に る事業所得等の金額 の金額及び総所得金額から る事業所得等の金額の 総所得金額及び土地等に係 は土地等に係る事業所得等 総所得金額及び土地等に係 総所得金額又は土地等に係 は、当該控除後の金額)か る事業所得等の金額から又 に係る事業所得等の金額 土地等 (イに

3 4 る字句 口 第七条の三 \mathcal{O} 第七条の二 条の十三第 並びに第七 の四第二項 三第一項、 第七条の二 二項第二号 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、 略 項及び第 第七条の 垣 一第二項 山林所得金額 山林所得金額 とする。 略 略 渡所得の金額 山林所得金額並びに長期譲 渡所得の金額」 第三十四条第一項に規定す 下この節において「長期譲 る長期譲渡所得の金額 山林所得金額並びに法附則 という。) 次の表の上欄 以 4 3 る字句にそれぞれ読み替えるものとする。 第二項 の十三 及び第七条 第七条の三 第七条の三 第七条の二 の四第二項 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、 略 項 山林所得金額 山林所得金額 略 略 渡所得の金額」という。) 渡所得の金額 山林所得金額並びに長期譲 る長期譲渡所得の金額 第三十四条第一項に規定す 山林所得金額並びに法附則

2

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げ

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は

同表の下欄に掲げ

次の表の上欄

法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、

2

法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄

「長期譲

以

次の表の上欄

る字句 とする。 とする。 とれぞれ同表の下欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

-	渡所得の金額		の二の二第
	山林所得金額並びに長期譲	山林所得金額	第四十六条
	渡所得の金額」という。)		
	下この節において「長期譲		
	る長期譲渡所得の金額(以		
	第三十四条第四項に規定す		の二第二項
	山林所得金額並びに法附則	山林所得金額	第四十六条
	略	m.tə	
	の金額		
	項に規定する長期譲渡所得		
	特別措置法第三十一条第一		五条第一号
	山林所得金額若しくは租税	山林所得金額	法第三百十
	額」という。)		
	おいて「長期譲渡所得の金		
	十七条の二第一項第一号に		
	(第三百十七条及び第三百		
	定する長期譲渡所得の金額		
	附則第三十四条第四項に規		五条
	若しくは山林所得金額又は	又は山林所得金額	法第三百十

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げ

渡所得の金額		の二の二第
山林所得金額並びに長期譲	山林所得金額	第四十六条
渡所得の金額」という。)		
下「長期譲		
る長期譲渡所得の金額(以		
第三十四条第四項に規定す		の二第二項
山林所得金額並びに法附則	山林所得金額	第四十六条
	略	
譲渡所得の金額		
一条第一項に規定する長期		
くは租税特別措置法第三十		
若しくは山林所得金額若し	若しくは山林所得金額	
額」という。)		
(以下「長期譲渡所得の金		
定する長期譲渡所得の金額		
附則第三十四条第四項に規		五条
若しくは山林所得金額又は	又は山林所得金額	法第三百十

		二号口	び第二項第	六第一項及	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二	二項、第四
	略										
ļ											

項

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に

係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例

第十七条の二 事業につき、 は法人が、 第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又 は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業 税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又 定めるやむを得ない事情は、 される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で 総務省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の 同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租 の課税の特例 当該確定優良住宅地造成等 当該各号に定める事 (以下この項及び 用に供

由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属

項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、 ことが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情 査 に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検 の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同 都道府県知事の認定、 第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、 する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二 |済証の交付 でに掲げる事業 土地等の譲渡について、 租税特別措置法施行令第二十条の二第二 (以下この条において 当該各号に定める事由 同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町 租税特別措置法施行令第1 「開発許可等」という。)を受ける 一十四項第 当該事情) 一十条の二 同項第十四号ハの 号から第四号ま とする。 一第二十四 住宅 村 (当 長

二略

2

税務署長の認定した日がある場合には、 村長が認定した日 事業につき開 のに限る。 住宅建設の用に供される一 のとし、 0) 号から第三号までに掲げる事業 から同日以後 定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間 造成に係る一 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、 同項第一 にあつては、 発許可等を受けることができると見込まれる日として市町 年 団の宅地の 一号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る (当該事業について、 (租税特別措置法施行令第二十条の) 四年) 団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるも 面積が十ヘクタール以上であるものに限るも (同項第一号に掲げる事業にあつてはそ を経過する日までの期間内の日で当該 その日) 同令第二十条の二第二十五項の の属する年の十二月三 第一 十四四 同 E項に規 項 0 第一 末日 2

項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、 該土地等の譲渡について、 ことが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事 査済証の交付 に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検 の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同 都道府県知事の認定、 第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、 する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二 でに掲げる事業 租税特別措置法施行令第二十条の一 (以下この条において 当該各号に定める事 同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市 租税特別措置法施行令第1 「開発許可等」という。 二第一 一十三項第 当該事情) 一十条の二 同項第十四 号から第四号ま 第二十三 を受ける とする。 情 町 号 住宅 村長 (当

略

のに限る。 号から第三号までに掲げる事業 税務署長の認定した日がある場合には、 村長が認定した日 事業につき開 住宅建設の用に供される一 のとし、 の造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るも から同日以後 定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、 同項第一)にあつては、 発許可等を受けることができると見込まれる日として市 年 一号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る (当該事業について、 (租税特別措置法施行令第二十条の 四年) 団の宅地の面積が十へクター (同項第一号に掲げる事業にあつてはそ を経過する日までの期間内の日で当該 同令第二十条の二第二十四項 その日) の属する年の十二月三 第一 ル以上であるも 十三 同 項 0 項 末日 に規 第

る。十一日(次項において「当初認定日の属する年の末日」という。)とす

3 同項 日 第二十条の して市町村長が認定した日 日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日と 認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間 二項に規定する政令で定める日は、 情がある場合には、 認を受けた事情 であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困 六項

に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、 ことにより、 第 0 属する年の十二月三十一日とする 承認を受けた事情があるものに限る。 項 第 第 又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の二第二十 号に掲げる事業 (当該事業について、 一十六項の税務署長の認定した日がある場合には、 当該事情) (当該事業について、 (当該事業につき同号に定める事由により があるときは、 前項の規定にかかわらず、 同項の税務署長の承認を受けた事)につき、 法附則第三十四条の二第 租税特別措置法施行令 災害等が生じた 当初認定日 当該当. その 内 初 承 0 難 3

4

第

一十七項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とし、

る。十一日(次項において「当初認定日の属する年の末日」という。)とす

月 第二十条の一 して市町村長が認定した日 日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日と 認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの 二項に規定する政令で定める日は、 情がある場合には、 認を受けた事情 であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長 の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが 五項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、 ことにより、 同項の承認を受けた事情があるものに限る。 第一 の属する年の十二月三十一日とする 項第一 一第 又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の二 号に掲げる事業 (当該事業について、 一十五項の税務署長の認定した日がある場合には、 当該事情) (当該事業について、 (当該事業につき同号に定める事由により があるときは、 前項の規定にかかわらず、 同項の税務署長の承認を受けた事)につき、 法附則第三十四条の二第 租税特別措置法施行令 災害等が生じた 当初認定日 期 当 第二十 該当 間 その 0 困 内 承

より、 二十条の められるとして市町村長の承認を受けた場合 害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により 良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、 一項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、 当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災 一第 一十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とし、 総務省令で定めるところに (租税特別措置法施行令第 同 確 条第 定

三十一日とする。
三十七月

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例

第十七条の三略

2及び3 略

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄

とする。

る字句

第二項 第七条の二 第七条の二 第七条の 一第二項 山林所得金額 山林所得金額 略 渡所得の金額 山林所得金額並びに短期譲 渡所得の金額」という。 下この節において る短期譲渡所得の金額 第三十五条第一項に規定す 山林所得金額並びに法附則 「短期譲 以

> 三十一日とする。 三十一日とする。 三十一日とする。 三十一日とする。 三十一日とする。 三十一日とする。 三十一日とする。

(短期譲渡所得
の課税
の課税の特例

2 及 び 3 略 第十七条の三

略

る字句にそれぞれ読み替えるものとする。 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲げる 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄

第二項	第七条の三				第二項	第七条の二	
	山林所得金額					山林所得金額	略
渡所得の金額	山林所得金額並びに短期譲	渡所得の金額」という。)	下 「短期譲	る短期譲渡所得の金額(以	第三十五条第一項に規定す	山林所得金額並びに法附則	

									8	5									
法第三百十					五条	法第三百十	る字句	に掲げる規定		5 7 略		口	二項第二号	一項及び第	条の十三第	並びに第七	の四第二項	第七条の三	三第一項、
山林所得金額						又は山林所得金額	とする。	に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、		略								
山林所得金額若しくは租税	額」という。)	おいて「短期譲渡所得の金	十七条の二第一項第一号に(第三百十七条及び第三百	定する短期譲渡所得の金額	附則第三十五条第五項に規	若しくは山林所得金額又は	30	は、それぞれ同表の下欄に掲げ	がある場合には、次の表の上欄										
					五条	法第三百十	る字句にそれ	に掲げる規定	8 法附則第三	5 7 略					の 十 三	及び第七条	の四第二項	第七条の三	,
		若しくは山林所得金額				又は山林所得金額	れぞれ読み替えるものとする。	正中同表の中欄に掲げる字句は、	二十五条第五項の規定の適用がある場合には、		略								
	譲渡所得の金額 二条第一項に規定する短期		額」という。) 似下「短期譲渡所得の金	定する短期譲渡所得の金額	附則第三十五条第五項に規	若しくは山林所得金額又は	ବିଂ	何は、同表の下欄に掲げ	用がある場合には、次の表の上欄										

略		
		二号口
		び第二項第
		六第一項及
		四十八条の
		項並びに第
		条の四第二
		、第四十六
		の三第一項
		十六条の二
		二項、第四
渡所得の金額		の二の二第
山林所得金額並びに短期譲	山林所得金額	第四十六条
渡所得の金額」という。)		
下この節において「短期譲		
る短期譲渡所得の金額(以		
第三十五条第五項に規定す		の二第二項
山林所得金額並びに法附則	山林所得金額	第四十六条
略		
の金額		
項に規定する短期譲渡所得		
特別措置法第三十二条第一		五条第一号

略		十八条の六	項及び第四	条の四第二	、第四十六		二項	の二の二第	第四十六条 山林所得金額				の二第二項	第四十六条 山林所得金額	略
								渡所得の金額	山林所得金額並びに短期譲	渡所得の金額」という。)	下 「短期譲	る短期譲渡所得の金額(以	第三十五条第五項に規定す	山林所得金額並びに一附則	

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例

第十八条 きは、 号に掲げる損失の金額の区分に応じ、 係る事業所得の金額、 の六までにおいて同じ。 十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条 る法令の規定 事業所得、 以下この項及び第五項において「一般株式等の譲渡」という。)による る一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡(規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定す 所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 この場合において、 当該損失の金額は、 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡 譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関 (租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二 これらの金額の計算上生じた損失の金額があると 譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする 当該損失の金額が生じた年において、 の例により計算した当該 - 当該各号に定めるところにより控 般株式等の譲渡に 次の各 同項に

一〜三略

除する。

2及び3 略

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

第七条の二 山林所得金額 山林所得金額並びに法附則略

掲げる字句

とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

第十八条 除する。 きは、 係る事業所得の金額、 事業所得、 号に掲げる損失の金額の区分に応じ の六までにおいて同じ。 十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条 る法令の規定 以下この項及び第五項において「一般株式等の譲渡」という。)による る一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡(規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定す 所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は この場合において、 当該損失の金額は、 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲 譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関 (租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二 これらの金額の計算上生じた損失の金額があると 譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする)の例により計算した当該 当該損失の金額が生じた年において、 当該各号に定めるところにより控 般株式等の 次の各 ?譲渡に 同 項に

一〜三略

2及び3 略

掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に

略

例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の	の例により計算した当該一	法令の規定	株式等の譲渡に係る事業所得の	法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の	法令の知
譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する	渡所得及び雑所得について	業所得、譲	得税法その他の所得税に関する	、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他	業所得、
る一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事	等に係る譲渡所得等の基因	る一般株式:	なる一般株式等の譲渡による事	る一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事	る一般な
り計算した金額は、同項に規定す	の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、	の金額とし	計算した金額は、同項に規定す	の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、	の金額ー
する一般株式等に係る譲渡所得等	三十五条の二第五項に規定する	5 法附則第三	る一般株式等に係る譲渡所得等	法附則第三十五条の二第五項に規定する	5 法附
	略			略	
					ロ
	1			第二号	二項第二号
	1			項及び第	一項及
		の十三		十三第	条の十三第
	不	及び第七条		に第七	並びに第七
	· (4)	の四第二項		第二項	の四第二項
		第七条の三		衆の三	第七条の三
				一項、	三第一項、
額	<u>, </u>		額	第七条の	、第七
式等に係る譲渡所得等の金	<u>, </u>	第二項	式等に係る譲渡所得等の金	弗二項 	の二第二項
山林所得金額並びに一般株	一山林所得金額	第七条の三	山林所得金額並びに一般株	衆の二 山林所得金額	第七条の二
いう。)			いう。)		
係る譲渡所得等の金額」と			係る譲渡所得等の金額」と		
「一般株式等に			節において「一般株式等に		
渡所得等の金額(以下			渡所得等の金額(以下この		
定する一般株式等に係る譲			定する一般株式等に係る譲		
第三十五条の二第一項に規		第二項	第三十五条の二第一項に規	児	第二項

の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。いて、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合にお

一〜三略

6及び7略

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

		五条 - 又は山林	
		又は山林所得金額	
「一般株式等に係る譲渡所	の二第一項第一号において百十七条及び第三百十七条	に規定する一般株式等に係附則第三十五条の二第五項	とする。

の金額の区分に応じ」当該各号に定めるところにより控除する。の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失いて、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合にお

一〜三略

6及び7 略

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 ̄ ̄ ̄同表の下欄に8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

等の金額		
一般株式等に係る譲渡所得		
七条の十第一項に規定する		
くは租税特別措置法第三十		
若しくは山林所得金額若し	若しくは山林所得金額	
」という。)		
等に係る譲渡所得等の金額		
号を除き、以下「一般株式		
る譲渡所得等の金額(第一		
に規定する一般株式等に係		
附則第三十五条の二第五項		五条
若しくは山林所得金額又は	又は山林所得金額	法第三百十

略				略		
						二号口
						び第二項第
						六第一項及
	十八条の六					四十八条の
	項及び第四					項並びに第
	条の四第二					条の四第二
	、第四十六					、第四十六
						の三第一項
						十六条の二
	二項		額			二項、第四
	の二の二第	の金	式等に係る譲渡所得等の金			の二の二第
山林所得金額	第四十六条	般株	山林所得金額並びに一	金額	山林所得金額	第四十六条
			いう。)			
		ک	係る譲渡所得等の金額」と			
		等に	節において「一般株式等に			
		5	渡所得等の金額(以下この			
		る譲	定する一般株式等に係る譲			
	の二第二項	に規	第三十五条の二第五項に規			の二第二項
山林所得金額	第四十六条	附則	山林所得金額並びに法附則	金額	山林所得金額	第四十六条
略				略		
		金額	等に係る譲渡所得等の金額			
		株式	第一項に規定する一般株式			

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第十八条の五 める金額とする。 り計算した金額は、 譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところによ 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

及び二 略

2 \ 4 略

5 とする。 金額は、 ことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をした 第 項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

6 9 略

10 金額は、 には、 規定の適用後の金額とする。 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合 次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の 当該各号に掲げる規定にかかわらず、 同条第一項又は第五項の

略

兀 条の三の四第一 第七条の二第二 附則第十六条の二の十一 三項、 項、 第七条の二の 第七条の九第二 第二項の規定により読み替えて適用される 二号ホ、 一第二項 第七条の十一 第七条の三第 並びに第七条 一項 第七

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、 次の

の十三第

一項及び第二項第二号ロ

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第十八条の五 り計算した金額は、 める金額とする。 譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところによ 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の 次の各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定

一及び二 略

 $\frac{2}{4}$

略

5 金額は、 ことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をした 第 項各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定める金

6 9 略

とする。

10 金額は、 には、 規定の適用後の金額とする。 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合 次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当 当該各号に掲げる規定にかかわらず、 同条第一項又は第五項の 得等の

略

兀 条の三の四第一 第七条の二第二 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される 項、 項、 第七条の三第 第七条の九第二号ホ、 二項 第七条の十一 及び第七条の 第七

十三

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、 次の

該各号に掲げる規定にかかわらず、 各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、 同項の規定の適用後の金額とする。 当

略

12 兀 に 八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用 ついては、 前三項に定めるもののほか、 定により読み替えて適用される第七条の二第二項、 項、 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項 第七条の十一並びに第七条の十三第 第七条の三第 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 項、 第七条の三の四第二項、 法附則第三十五条の二の六第五項又は第 一項及び第一 第七条の九第 第七条の二の二第 一項第二号ロ それぞれ同表 の規 号

	略	
法第四十五	前各号に掲げるもののほ	附則第三十五条の二の六第
条の二第一	か、	五項に規定する上場株式等
項第九号		に係る譲渡損失の金額の控
		除に関する事項その他
	格	

0)

下欄に掲げる字句とする。

13 とする。 た金額は、 たことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算し 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をし 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

14 \(\) 一及び二 略 略

該各号に掲げる規定にかかわらず、 各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、 同項の規定の適用後の金額とする。 当

一 <u>{</u> 三 略

几

定により読み替えて適用される第七条の二第二項、 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四 第七条の三第二 項 の規 三項

第七条の三の四第二項

第七条の九第二号

ホ、 第七条の十一 及び第七条の十三

12

については、 の下欄に掲げる字句とする。 八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表

_					
		項第八号	条の二第一	法第四十五	
			か、	前各号に掲げるもののほ	略
	除に関する事項その他	に係る譲渡損失の金額の控	五項に規定する上場株式等	附則第三十五条の二の六第	

13 とする。 た金額は、 たことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算し 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をし 次の各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定める金額

一及び二

略

14 \(\)
16 略

た金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算し7 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をし

18 5 21 略

金額とする。

十五項の規定の適用後の金額とする。 等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある

一~四略

十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二

六略

23

略

当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とするの各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次

~四略

定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

た金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定めるたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算し7 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をし

18 5 21 略

金額とする。

十五項の規定の適用後の金額とする。 等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある

一~四略

十八条の五の二及び第四十八条の六、第四十八条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四

六略

23 略

当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とするの各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次

一~四略

定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の一五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

る

第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、

第一項及び第二項第二号ロ

25 略

六

略

欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げるの六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二

字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

 一項第九号
 等に係る譲渡損失の金額の

 七条の二第
 か、
 十五項に規定する上場株式

 ・ おおいっと
 ・ 大五項に規定する上場株式

 ・ おおいっと
 ・ 大五項に規定する上場株式

略

控除に関する事項その他等に係る譲渡損失の金額の

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

第十八条の六 略

得等の課税の特例

2 14 略

所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には

二の二第二項

、第四十六条の四第二項、

第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六略

25 略

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げるの六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二

 一項第八号
 控除に関する事項その他

 七条の二第
 か、
 +五項に規定する上場株式

 中五項に規定する上場株式
 中五項に規定する上場株式

得等の課税の特例)(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

略

第十八条の六略

2 14 略

所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には

同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする 式等に係る譲渡所得等の金額は、 当該各号に掲げる規定にかかわらず、

略

兀 第二項、 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二 第七条の二の二第二項、 第七条の三第一項、 第七条の三の四

項及び第二項第二号ロ

第二項、

第七条の九第二号ホ、

第七条の十一並びに第七条の十三第

五~七 略

の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用につ 八 ては、 前二項に定めるもののほか、 定により読み替えて適用される第七条の二第二項、 項 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規 第七条の十一並びに第七条の十三第 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第七条の三 第 項、 第七条の三の四第二項、 法附則第三十五条の三第五項又は第八項 項及び第 それぞれ同表の下 第七条の二の二第 第七条の九第二号 一項第二号ロ

16

欄に掲げる字句とする。

項第九号 条の二第 法第四十五 か 前各号に掲げるものの 略 ほ 附則第三十五条の三第五項 譲渡損失の金額の控除に関 に規定する特定株式に係る る事項その他

> 同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする 式等に係る譲渡所得等の金額は、 当該各号に掲げる規定にかかわらず、

略

几

附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二

第二項、 第七条の三第二項 第七条の三の四

第二項、 第七条の九第二号ホ、 第七条の十一及び第七条の十三

五~七 略

八 定により読み替えて適用される第七条の二第二項、 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十 第七条の三第二項 八条第四 項 の規

ホ、 第七条の十一及び第七条の十三

第七条の三の四第二項、

第七条の九第二号

16 いては、 欄に掲げる字句とする。 の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用につ 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下

17 法第四 項第八号 条の二第 十五 か、 前各号に掲げるものの 略 略 ほ 附則第三十五条の三第五項 する事項その他 譲渡損失の金額の控除に関 に規定する特定株式に係る

5

17

3

30

略

略

31 らず、 には、 上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、 譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合 同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。 第 一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る 当該各号に掲げる規定にかかわ

31

〜 匹 略

五. の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ の二第二項、 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条 第四十六条の四第二項、 第四十六条の二の二第二項、 第四十八条の三第二号ホ、 第四十六条の二の三第 第四十八条の五 一項

六~十

六第 規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二 の二の二第二項、 第四十八条の三 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項 項及び第 一項第二号口 一第二号ホ、 第四十六条の二の三第 第四十八条の五の二並びに第四十八条の 項、 第四十六条の四第二項 項、 第四十六条

略

の下欄に掲げる字句とする。 八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用 ついては、 前三項に定めるもののほか、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 法附則第三十五条の三第十五項又は第十 それぞれ同表 33

33 32

に

+

略

略

には、 らず、 上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、 譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合 同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。 第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る 当該各号に掲げる規定にかかわ

略

五. の二第二項、 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条 第四十六条の二の二第二項

第四十六条の四第二項、 第四十八条の三第二号ホ、 第四十八条の

の二及び第四十八条の六

六~十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項 規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二 の二の二第二項 第四十八条の三第二号ホ、 第四十八条の五の二及び第四十八条の六 第四十六条の四第二項 項、 第四十六条

十 二 略

32

略

の下欄に掲げる字句とする。 については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用 前三項に定めるもののほか、 法附則第三十五条の三第十五項又は第十 それぞれ同表

略

•	関する事項その他		
	る譲渡損失の金額の控除に		一項第九号
	項に規定する特定株式に係	か、	七条の二第
	附則第三十五条の三第十五	前各号に掲げるもののほ	法第三百十

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

略

例

第十八条の七 いて める所得の金額から控除する。 年において、 損失の金額があるときは、当該損失の金額は、 金額の合計額とする。 した当該先物取引による事業所得の金額 得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算 この項及び第四項において同じ。 税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。 譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算 した金額は、 「先物取引に係る雑所得等」という。)の基因となる先物取引 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、 同項に規定する事業所得、 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額 この場合において、) による事業所得、 譲渡所得及び雑所得 これらの金額の計算上生じた 譲渡所得の金額及び雑所得 当該損失の金額が生じた 譲渡所得及び雑所 当該各号に定 (次項にお 以下 (租 0

<u>\{ \left\} = \(\left\} \)</u> 略

2

略

3 法附則第三十五条の四第 一項の規定の適用がある場合には、 次の表の

> 法第三百十 七条の二第 項第八号 か 前各号に掲げるもののほ 略 附則第三十五条の三第十五 関する事項その る譲渡損失の金額の控除に 項に規定する特定株式に係

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

例

第十八条の七

法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の

金

額

める所得の金額から控除する。 年において、 損失の金額があるときは、当該損失の金額は、 金額の合計額とする。 した当該先物取引による事業所得の金額 得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により この項及び第四項において同じ。 税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。 いて「先物取引に係る雑所得等」という。)の基因となる先物取引 した金額は、 譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ 同項に規定する事業所得、 この場合において、) による事業所得、 譲渡所得及び雑所得 これらの金額の計算上生じた 譲渡所得の金額及び雑所得 当該損失の金額が生じた 譲渡所得及び雑 当該各号に定 (次項にお 計算 以下 (租 0

<u>ر</u> <u>=</u> 略

2 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、 次の 表 0

4 掲げる字句 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第二項 口 第七条の三 *(*) 第七条の二 条の十三第 並びに第七 の四第二項 三第一項、 第七条の二 一項第二号 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、 項及び第 第七条の 一第二項 山林所得金額 山林所得金額 略 略 とする。 引に係る雑所得等の金額 山林所得金額並びに先物取 所得等の金額」という。) 得等の金額 おいて「先物取引に係る雑 定する先物取引に係る雑所 第三十五条の四第一 山林所得金額並びに法附則 それぞれ同表の下欄に (以下この節に 譲渡所得の 項に規 4 掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は 第二項 の十三 及び第七条 第七条の三 第七条の三 第七条の二 の四第二項 項 山

金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は

金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は

法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、 山林所得金額 [林所得金額 略 略 引に係る雑所得等の金額 所得等の金額」という。) 得等の金額(以下 山林所得金額並びに先物取 定する先物取引に係る雑所 第三十五条の四第一 山林所得金額並びに法附則 「先物取引に係る雑 譲渡所得 項に規 0

同表の下欄に

応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。 、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該がの金額が生じた時において、次の各号に掲げる損失の金額、譲渡所得の金額が生じた時において、次の各号に掲げる損失の金額は、当該がでした。)の基因となる先物取引による事業所得でじ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

一〜三略

5

略

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の

掲げる字句

とする。

五条 法第三百十 又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は 額」 物取引に係る雑所得等の金 第 七条及び第三百十七条の二 雑所得等の金額 附則第三十五条の四第四項 に規定する先物取引に係る という。 項第 号において (第三百十 先

応じ 当該各号に定める所得の金額から控除する。
応じ 当該各号に定める所得の金額から控除する。
応じ 当該各号に定める所得の金額から控除する。
で、
同項に規定する事業所得、
譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令のの金額及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令のの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額、
譲渡所得の金額が生じた年において、
次の各号に掲げる損失の金額の区分に損失の金額が生じた年において、
次の各号に掲げる損失の金額の区分に損失の金額が生じた年において、
次の各号に掲げる損失の金額の区分に損失の金額が上述を表表します。
は、当該各号に定める所得の金額から控除する。

〜 三 略

5

略

掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 の表の には、次の表の

1-2		
一条の十四第一項こ規定す		
くは租税特別措置法第四十		
若しくは山林所得金額若し	若しくは山林所得金額	
額」という。)		
物取引に係る雑所得等の金		
雑所得等の金額(以下「先		
に規定する先物取引に係る		
附則第三十五条の四第四項		五条
若しくは山林所得金額又は	又は山林所得金額	法第三百十

び第二項第六第一項及	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二	二項、第四	の二の二第	第四十六条					の二第二項	第四十六条				五条第一号	法第三百十	
									山林所得金額						山林所得金額	略				山林所得金額	
								引に係る雑所得等の金額	山林所得金額並びに先物取	所得等の金額」という。)	おいて「先物取引に係る雑	得等の金額(以下この節に	定する先物取引に係る雑所	第三十五条の四第四項に規	山林所得金額並びに法附則		引に係る雑所得等の金額	四第一項に規定する先物取	特別措置法第四十一条の十	山林所得金額若しくは租税	
	+1	項	条	`	-	<u> </u>	<u></u>	の	第					の	第						
	十八条の六	項及び第四	条の四第二	第四十六			二項	の二の二第	第四十六条					の二第二項	第四十六条						
									山林所得金額						山林所得金額						
																略					
								引に係る雑所得等の金額	山林所得金額並びに先物取	所得等の金額」という。	「先物取引に係る雑	得等の金額(以下	定する先物取引に係る雑所	第三十五条の四第四項に規	山林所得金額並びに法附則						の金額

二号口			
略		略	
(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)	慰控除)	(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)	:越控除)
第十八条の七の二 略		第十八条の七の二略	
2~6略		2~6略	
7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、	足の適用がある場合には、次の	7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、	定の適用がある場合には、次の
各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、	いる雑所得等の金額は、当該各	各号に掲げる規定に規定する先物取引に	規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各
号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定	同項の規定の適用後の金額とする。	号に掲げる規定にかかわらず、同項の規	同項の規定の適用後の金額とする。
一~三略		一~三略	
四 前条第三項の規定により読み替えて適	の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、	四 前条第三項の規定により読み替えて	項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、
第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、	項、第七条の三の四第二項、	第七条の三第二項	、第七条の三の四第二項、
第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第	のに第七条の十三第一項及び第	第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三	び第七条の十三
二項第二号口			
8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第	一十五条の四の二第一項又は第	8 前二項に定めるもののほか、法附則第	法附則第三十五条の四の二第一項又は第
四項の規定の適用がある場合における次の表	2表の上欄に掲げる規定の適用	四項の規定の適用がある場合における次	適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用
については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、	に掲げる字句は、それぞれ同表	については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、	『に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。		の下欄に掲げる字句とする。	
略		略	
法第四十五 前各号に掲げるもののほ	附則第三十五条の四の二第	法第四十五 前各号に掲げるもののほ	附則第三十五条の四の二第
条の二第一か、	一項に規定する先物取引の	条の二第一か、	一項に規定する先物取引の
項第九号	差金等決済に係る損失の金	項第八号	差金等決済に係る損失の金
	額の控除に関する事項その		額の控除に関する事項その

9 17 16 15 の下欄に掲げる字句とする。 については、 十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用 六 五. 号に掲げる規定にかかわらず、 各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、 七条の二第 法第三百十 項、 前三項に定めるもののほか、 略 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、 六条の四第二項、 14 項第九号 第四 略 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第 第四十六条の二の二第二項、 略 略 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 か、 条の六第 前各号に掲げるものの 第四十八条の三第二号ホ、 項及び第一 法附則第三十五条の四の二第七項又は第 同項の規定の適用後の金額とする。 略 略 一項第二号口 第四十六条の二の三第 ほ 他 額の控除に関する事項その 差金等決済に係る損失の金 七項に規定する先物取引の 附則第三十五条の四 他 第四十八条の五の二並 項、 0 二第 第四 当 쌌 17 16 については、 六 七条の二第 法第三百十 略 項第八号 略 か、

	他	
	略	
	9~14 略	
次の	15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の	
談 各	各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各	
	号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。	
	一~四略	
第二	五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二	
十	項、第四十六条の二の二第二項	
び	六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び	
	第四十八条の六	
	1\ \z_1	

略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 分に限る。 第 ないものについては公益財団法人とみなして、 より存続する一 り存続する一般社団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていな 等に関する法律 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整 ものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定に 号に係る部分に限る。 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 般財団法人であつて同法第百六条第一 第三十六条の十第 (平成十八年法律第五十号) 第四十条第一項の規定によ 第三十六条の九第 一項 (第 一号に係る部分に限る。 第三十六条の八第 項 項の登記をしてい (第 一号に係る部 一項 備

四条の四十五第 第 十三第一項 第四十九条の十二 号に係る部分に限る。 (第 一号に係る部分に限る。 項 第 (第二号に係る部分に限る。 項 (第 一号に係る部分に限る。 第五十一条の十六の三第二)、第四十九条の十五第一項 並びに附則第十一条 一項及び第五十 第四十九条 0

分に限る。)の規定を適用する。

第二十五

項及び第一

一十六項並びに第十

一条の一

二第

項

(第

一号に係る部

項

金びに

第十

条の一

第一

一項第一

2

略

(東日本大震災に係る被災居住用財産 に係む

に係る譲渡期限の延長等の

特例

特 例)

第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項(同条第二項の規定により

〈旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例

略

第二十三条 九条の 等に関する法律 四十九条の十二 ないものについては公益財団法人とみなして、 より存続する一般財団法人であつて同法第百六条第一 いものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一 り存続する一般社団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしてい 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の 号 十五: 第 三十六条の 第 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 第 項 (平成十八年法律第五十号) 第四十条第一 第 項第 九第 号 号 項第一 第四十九条の十三第 号、 第三十六条の 第三十六条の八第 項第二号 第 項の登記をして 項の規定によ 項第 項の規定に 第四十 号 項第 整備 第 な 法

四条の四十五第二項第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五、第五十一条の十六の三第二項及び第五十

の規定を適用する。

2 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の

第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項(同条第二項の規定により

条第一 含む。 項、 別措置法」と、 の規定により適用される場合を含む。 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十 は 二十九号) 者等に係る国税関係法律の 三十五条第一項」 措置法」と、 規定により適用される場合を含む。 二項の規定により適用される場合を含む。 する法律 の規定の適用については、 条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三 れる場合を含む。 適用される場合を含む。 合を含む。 一項の規定により適用される場合を含む。 項」とあるのは「又は第三十五条第一項 租税特別措置法」 第三十五条第一 以下この項において同じ。 項 の規定により適用される場合を含む。 以下この項において同じ。 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 第十 (平成二十三年法律第二十九号) 同条第二項の表法第四十五条の 又は第四項 同条第四項の表法第四十五条の一 とあるのは 条の七第 項」とあるのは「第三十四条の三第一 の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五 と (同条第五項の規定により適用される場合を含 附則第十七条第一項中 附則第十七条の三第二項中 又は第三項 臨時特例に関する法律 項 「第三十五条第一項) 」 と (同条第二項の規定により適用される場) 」 と、 の規定により適用される場合を含)の規定により適用される場合を (同条第四項の規定により 第十 「同法」とあるのは)又は第四項) | |と、 「同法」とあるのは 又は第四項 (東日本大震災の被災者等 一第 一条の七字 一第 「第三十四条の三第一 (東日本大震災の被災 (平成二十三年法律第 項 条の七第 項第一 第 「又は第三十五 「同法」とあるの 第 (同条第五 項、 号の (同条第五項 号の項中 項 「租税特別 項 第三十五 項 同 「租税特 適用 中 同 条第 項 「第 条 条 0 さ 第二項の規定により適用される場合を含む

適用される場合を含む。 の規定により 法

項、 する法律 条第一項 の規定の適用については、 条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三 一項の規定により適用される場合を含む 第三十五条第一 (平成) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 一十三年法律第二十九号) 項」とあるのは「第三十四条の三第一 附則第十七条第一項中 附則第三十四条又は法附則第三十五 第十 条の六第 「第三十四条の三第 項、 項 第三十 '特例に関 (同 条第

合を含む。 二十九号) 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 三十五条第一項」 措置法」と、 む。 以下この項において同じ。 第十 同条第一 とあるのは 条の六第 一項の表 項 「第三十五条第一項 _ 同 [条第] と、 の規定により適用される場 項 「同法」 の規定により適用される場 とあるのは (東日本大震災 (平成二十三 一年法: 租税特別 0 合を含 中 律第 被災 第

に係る国 は 項」とあるのは 「租税特別措置法」と、 の規定により適用される場合を含む。 税関係法律 \mathcal{O} 「又は第三十五条第一項 臨時 附則第十七条の三第二項中 `特例に関する法律 第十 (東日本大震災の被災者等 と 条の六第 「又は第三 「同法」 とあ 項 一十五条 同 る 条

別措置法」と、 含む。 以下この項において同じ。 同条第四項の表 _ と 規定により適用される場合を 同 法法 あるの は 租 税特 中

のは 含む。 場合を含む 第二十九号) 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項 「租税特別措置法」とする)の規定により適用される場合を含む。 第十一 又は第四項 条の七第一項 (同条第五項の規定により適用される場合を (同条第二項の規定により適用される) と、 (東日本大震災の被 (平成二十三年法律 「同法」とある

2 含む。 である場合には、 不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するもの は同条第四項に規定する旧家屋 同 法附則第四十四条の二第二項及び第四項に規定する政令で定める日は という。 条第一 以下この項において同じ。 一項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又)を同条第二項又は第四項の被相続人がその取得 当該各号に定める日とする。 (以下この項において 「居住不能家屋等)をした日とする。 ただし、 当該居住 (建設を

<u>\{\pm\}</u> 略

3 成二十三年法律第二十九号) 条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、 に 用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用 む。 合を含む。 より適用される場合を含む。 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 ついては、 法附則第四 の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適 又は第八項 附則第十七条第三項中 十四四 条の一 一第六項 (同条第九項の規定により適用される場合を含 第十 又は第四項 (同条第七項の規定により適用される場 一条の七第 「第三十四条の三第一 (同条第五項の規定により適 一項 第三十五条第一項 (同条第 項、 一項の規定に 第三十五 (東 伞

場合を含む 第二十九号) 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項 第十一 条の六第一項 (同条第二項の規定により適用される (東日本大震災の被 (平成二十三年法律

のは の規定により適用される場合を含む。) | |と、 「同法」とある

法附則第四十四条の二第二項 に規定する政令で定め る日

同項

2

租

税特別措置法」とする

含む。 である場合には、 屋 」という。 以下この項において同じ。 が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するも)を同条第二項 に規定する旧家屋 当該各号に定める日とする。 (以下この項において)をした日とする。 の被相続人がその取得 ただし、 旧 家 (建設 該 旧家

<u>\{</u> 略

3 合を含む。 法附則第四 の規定により法 十四四 |条の| 第四 項 同 条第 五項の規定により適用される場

より適用される場合を含む。 成二十三年法律第二十九号) 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、 については、 用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適 附則第十七条第三項中 附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が 第十 一条の六第 「第三十四条の三 項 第三十五条第一項 (同条第) 第一 項、 一項の 第三十五 対規定に 律 東

む。 税特別措置法_ の規定により適用される場合を含む。)」と、 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 条第一項」とあるのは「第三十五条第一項 この項において同じ。 り適用される場合を含む。 定により適用される場合を含む。 関係法律の臨時特例に関する法律第十一 あるのは 別措置法」と、 定により適用される場合を含む。)」と、 第十一条の七第 国税関係法律の臨時特例に関する法律 同条第四項の表法第三百十七条の二第 項において同じ。 用される場合を含む。 又は第四項 項」とあるのは「第三十五条第一項 第十一条の七第 同条第八項の表法第三百十七条の一 又は第四項 「又は第三十五条第一項 とする。 (同条第五項の規定により適用される場合を含む。 附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一 項 (同条第五項の規定により適用される場合を含む。 (同条第二項の規定により適用される場合を含む。 と 項) _ と、 の規定により適用される場合を含む。 (同条第二項の規定により適用される場合を含 「同法」 の規定により適用される場合を含む。 「同法」とあるのは (東日本大震災の被災者等に係る国税 又は第四項 とあるのは 一項第 一第 (東日本大震災の被災者等に係る (平成二十三年法律第二十九号) 条の七第 (東日本大震災の被災者等に 「同法」とあるのは (平成二十三年法律第二十九 項第 一号の項中「第三十五条第 「同法」とあるのは 「租税特別措置法」と、 (同条第五項の規定によ 号の項中 項 「租税特別措置法」 (同条第) 以下この 第三十五 「租税特 項」 項 の規 の規 以 租 لح む。

、同条第七項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又4 法附則第四十四条の二第七項及び第九項に規定する政令で定める日は

定により適用される場合を含む。)」と、 第十一条の六第 国税関係法律の臨時特例に関する法律 同条第四項の表 項において同じ。 項」とあるのは 附則第十七条の三第六項中 項 「第三十五条第一項 _ (同条第二項の規定により適用される場合を含む。 と、 規定により適用される場合を含む。 「同法」 とあるのは (平成二十三年法律第二十九号) (東日本大震災の被災者等に係る 「又は第三十五条第一 「同法」とあるのは 「租税特別措置法」と、 中 「第三十五条第 以下この 項」 租 税 の規 لح 特

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 条第一項」とあるのは「第三十五条第一項 ۲, この項において同じ。 定により適用される場合を含む。 関係法律の臨時特例に関する法律第十一 あるのは 別措置法」と、 第十 同条第八項の表 一条の六第 「又は第三十五条第一項 _ 項 (同条第 と の規定により適用される場合を含む。 「同法」 (東日本大震災の被災者等に係る国税 一項の規定により適用される場合を含 とあるのは 条の六第 (東日本大震災の被災者等に (平成二十三年法律第二十九 項 租税特別措置法 (同条第二 中 第三十五 項 以下 0) 規

税特別措置法」とする。の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租

法附則第四十四条の二第五項

に規定する政令で定める日は

、同項

である場合には、 不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するもの 含む。以下この項において同じ。)をした日とする。 __」という。)を同条第七項又は第九項の被相続人がその取得 は同条第九項に規定する旧家屋(以下この項において「居住不能家屋等 当該各号に定める日とする。 ただし、当該居住 (建設を

<u>\</u> 略

範囲等) (東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の

第三十二条 法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

する買主) 等をいう。 又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、 被災自動車等 第三号において同じ。 (法附則第五十三条の二第 の所有者 一項に規定する被災自動車 (法第百四十七条第一項 これらの規定に規定

続人 場合において、 前号に掲げる者 その者について相続があつたときにおけるその者の相 (この号に規定する相続人を含む。 が個人である

三 場合において、 該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけ に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である 第 一号に掲げる者 当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併 (この号に規定する合併後存続する法人若しくは

> である場合には、 含む。以下この項において同じ。)をした日とする。 _」という。)を同条第五項 が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するもの に規定する旧家屋(以下この項において「旧家屋 当該各号に定める日とする。 の被相続人がその取得 ただし、 当該旧家 (建設を

<u>\</u> 略 屋

第三十二条 削除

。)

人 (第三項第三号及び第四項第三号において「分割承継法人」という人 (第三項第三号及び第四項第三号において「分割承継法人」というるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法

- 二項の規定による届出がされたもの第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第一 自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法
- 条の二第一項の規定による届出がされたものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九二法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの
- 第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)
 あつた日における所有者(法第百四十七条第一項又は第四百四十四条の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示が定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。対象区域内用途廃止等自動車等(法附則第五十三条の二第二項に規
- 売く 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である二
- 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である三 第一号に掲げる者 (この号に規定する合併後存続する法人若しくは

させたときにおけるその分割に係る分割承継法人に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併

- これらの規定に規定する買主)」 対象区域内自動車等(法附則第五十三条の二第三項に規定する対象
- 売く 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相 二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である
- める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならなから第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項

(東日本大震災に係る自動車税の種別割の特例に関する手続)

の範囲等)(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者

(関主) 第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する 第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する 被災自動車等(法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等を

続人 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相 一 前号に掲げる者 (この号に規定する相続人を含む。)が個人である

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは

人(以下この条及び次条において「分割承継法人」という。)合併により設立された法人又は分割承継法なるの分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法は係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその合併の場合のである。(以下この条及び次条において「分割承継法人を含む。)が法人である合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)

- げる同項に規定する自動車等とする。 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲

由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がさ

- 項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主) る対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。)の 同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつ 同項各号に規定する自動車等は出困難区域を指定する旨の公示があつ
- 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である

続 人

- 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは | 会付により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である | で係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 | に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 | 該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継 | させたときにおけるその分割に係る分割承継法人を含む。)が法人である
- れらの規定に規定する買主)
 「百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、こ等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第一項動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する対象区域
- 続人 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である

書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない。第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から

囲等)(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範

- 第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条一被災二輪自動車等(法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自
- 患し場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である
- とする。 とする。 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者
- 一 被災小型特殊自動車(法附則第五十八条第三項に規定する被災小型

四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十

- |続人||場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相||場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相||二||前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である
- 3 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める二輪自動車等は、次合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である「法人が分割により被災小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人を含む。)が法人である「におけるその分割に係る分割承継法人
- に掲げる同条第二項に規定する二輪自動車等とする。
 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める二輪自動車等は、次
- ものより用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたより用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出された「原動機付自転車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定に
- 運輸支局長に返納されたもの
 一 軽自動車 (二輪のものに限る。)であつて、用途の廃止又は解体を
 一 軽自動車 (二輪のものに限る。)であつて、用途の廃止又は解体を
 一 軽自動車 (二輪のものに限る。)であつて、用途の廃止又は解体を
 一
- 運送車両法第六十九条第一項の規定により自動車検査証が返納された三 二輪の小型自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路

もの

- 合には、同項に規定する買主) 一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等(法附則第五十八条第六項に規 で。)の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公 定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同 定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等(法附則第五十八条第六項に規
- 続人場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相当の時に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である
- 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を
- とする。 とする。 法附則第五十八条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者
- 者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する対象

 $\dot{\pm}$

- 続人場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である二

- とする。 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者
- る場合には、同項に規定する買主) 一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車(法附則第五十八条第八項に 規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号におい 規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号におい
- 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相一 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である

続 人

- 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人を含む。)が法人である を承継させたときにおけるその合併 を承継させたときにおけるその合併 を承継させたときにおけるその合併
- る買主)

 「対象区域内小型特殊自動車(法附則第五十八条第九項に規定する買主)
- 続人 場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相 一 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である

°
軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない
は、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内
区域内軽自動車等の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合に
10 法附則第五十八条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象
書類をこれらの規定に規定する市町村長に提出しなければならない。
第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める
五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十八条第一項から
9 前条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第

略	略
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい	条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい
費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五	費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五
改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消	改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消
規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等	規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等
支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の	支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の
四第一項に規定する徴収取扱費をいう。)の	四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の
- 正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十	正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十
をいう 。)とする徴収取扱費(地方税法等改	をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法等改
十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間	十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間
年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の	年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の
の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一	の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一
方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条	方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条
十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地	十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地
の条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。) 第七	の項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)第七
第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下こ	第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下二
附則	附則
改正前	改正後

	還付金等(同条第三項に規定		
	四の規定により貨物割に係る		
	年旧地方税法第七十二条の百		
	れた額の総額(同月に三十一		
	込むべき貨物割として納付さ		
	規定により当該道府県に払い		
)第七十二条の百三第三項の		
	十一年旧地方税法」という。		
	則第六条の十一において「三		
	地方税法(以下この条及び附		
	第二条の規定による改正前の		
	成二十四年法律第六十九号)		
	法の一部を改正する法律(平		
	めの地方税法及び地方交付税		
	税制の抜本的な改革を行うた		
	障の安定財源の確保等を図る	定期間内	項
	、平成三十一年九月に社会保	、 当該各徴収取扱費算	の十七第一
	(次項	条(以下この条)	第三十五条
		下欄に掲げる字句とする。	同表の下欄
れ	の中欄に掲げる字句は、それぞれ	上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	の表の上欄
次	附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、	ハ条の十一及び附則第六条の	、附則第六
八	の新令第三十五条の十七、第三十五条の十八	徴収取扱費の支払についての新令第三	徴収取扱費
る	月までの期間を徴収取扱費算定期間とする	一年九月から十一	2 平成三十

三十一年旧地方税法第七十二条の 条の百四の規定により貨物割 に係る旧法還付金等が還付さ れた場合であつて、当該旧法 還付金等に相当する額が当該 であって、当該旧法		項	
での徴収取扱費算定期間内に平成三十一年六月から八月ま	法第七十二条の百四	第三十五条	
との合計額の十七分の十	の二十二分の十		
(同年十月及び十一月	定期間内(当該各徴収取扱費算)		
平成三十一年十月及び十一月 都を加算した都とする) と			
(a)			
算されるべき額がある場合に			
の百五第二項の規定により加十一年旧地方税法第七十二条			
等に相当する額を控除し、三			
うこりつこは当友日 去最十金 」という。) が還付された場			
の条において「旧法還付金等			
する還付金等をいう。以下こ			

府県に払い込むべき貨物割と三第三項の規定により当該道	
年旧地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
第七十二条の百四	
又は同年十月及び十一月に法	
法還付金等が還付された場合	
の規定により貨物割に係る旧	
旧地方税法第七十二条の百四	
のとみなし、同月に三十一年	
等が同年九月に還付されたも	
える額に相当する旧法還付金	
額)を超えるときは、当該超	
にあつては、これを加算した	
加算されるべき額がある場合	
条の百五第二項の規定により	
三十一年旧地方税法第七十二	
当該徴収取扱費算定期間内に	
として納付された額の総額(
道府県に払い込むべき貨物割	
百三第三項の規定により当該	

第三項の規定により当該道府保に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に三十一年旧地方税法附則第にに当かるの地では、一年の地方税法をである。			-
年旧地方税法附則第九条の六平成三十一年九月に三十一	定期間内	項 の 十 一 第	
(次項	(以下この条	則	
間内に還付金等として二月までの徴収取扱費算定期	収取扱費算定期間内に		
同年十二月から平成三十二年	扱費算定期間の次の徴		
旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取		
額)との合計額	額)		
	問内		
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期		
月			
した額)と同年十月及び十一			
場合にあつては、これを加算			
より加算されるべき額がある			
十二条の百五第二項の規定に			
月に三十一年旧地方税法第七			
して納付された額の総額(同			

項 の	R CI	
項 の 十 一 第 二	附則第六条	
	法附則第九条の七の二十二分の十	[] 期 当 - 間 該 - 内 各 - 徴 - 収
での徴収取扱費算定期間内に 三十一年旧地方税法附則第九 係る旧法還付金等が還付され に場合であつて、当該旧法還 付金等に相当する額が当該徴 で取扱費算定期間内に三十一 収取扱費算定期間内に三十一	平成三十一年六月から八月まとの合計額の十七分の十	会還付金等をいう。会において「旧法還に相当する額を控除に相当する額を控除に相当する額を控除に相当する額を控除に相当する額がある場がある場がある場がある場がある場がある場がある場がある場がある場がある場

県に払い込むべき譲渡割とし第三項の規定により当該道府	
年旧地方税法附則第九条の六	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
条の七	
十月及び十一月に法附則第九	
等が還付された場合又は同年	
より譲渡割に係る旧法還付金	
税法附則第九条の七の規定に	
なし、同月に三十一年旧地方	
年九月に還付されたものとみ	
に相当する旧法還付金等が同	
超えるときは、当該超える額	
ては、これを加算した額)を	
れるべき額がある場合にあつ	
八第二項の規定により加算さ	
一年旧地方税法附則第九条の	
徴収取扱費算定期間内に三十	
て納付された額の総額(当該	
県に払い込むべき譲渡割とし	
第三項の規定により当該道府	

第一項後段各期間	欄に掲げる字句は、	の十二の規定の適用については	により読み替えて	される新令第三十五条の十七、	る徴収取扱費の支	ける平成三十一年	前の例によること	された地方消費税	3 地方税法等改正		収	扱悪	還	額)	間内	当該						
期間(以下この条	それぞれ同表の	`	り読み替えて適用される新令附則第六条の十		払についての第一項	一年九月から十一月まで	とされた地方消費税	又は地方税法等改正	地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前		収取扱費算定期間内に	扱費算定期間の次の徴	還付金等が当該徴収取	I		当該徴収取扱費算定期						
各期間(次項	下欄に掲げる字句とする。	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中	第六条の十一及び新令附則第六条	新令第三十五条の十八、同項後段の規定	る徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用	一月までの期間を徴収取扱費算定期間とす	例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合にお	された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従	によりなお従前の例によることと	間内に還付金等として	二月までの徴収取扱費算定期	同年十二月から平成三十二年	旧法還付金等及び還付金等が	額)との合計額		同年十月及び十一月	額)と同年十月及び十一月	にあつては、これを加算した	加算されるべき額がある場合	九条の八第二項の規定により	に三十一年旧地方税法附則第	て納付された額の総額(同月

					七第一項十五条の十	る新令第三	て適用され	り読み替え 定期間内	の規定によ 、当該各徴収取扱費算
方税法(以下この条及び附則 第六条の十一において「旧地 条の百三第三項の規定により 条の百三第三項の規定により	一条の規定による改正前の地 とされた地方税法等改正法第 とされた地方税法等改正法第	条の百三第三項及び地方税法 方税法」という。) 第七十二 一において「三十一年旧地	以下この条及が付刑第六条の定による改正前の地方税法(正法」という。)第二条の規	十一において「地方税法等改以下この条及び附則第六条の	成二十四年法律第六十九号。	地方税法及び地方交易	税制の抜本的な改革を行うた	障の安定財源の確保等を図る	第 、平成三十一年九月に社会保

旧法還付金等に相当する額を
付された場合にあつては当該
法還付金等」という。)が還
う。以下この条において「旧
三項に規定する還付金等をい
地方税法第七十二条の百四第
前の例によることとされた旧
則第二条の規定によりなお従
三項及び地方税法等改正法附
地方税法第七十二条の百四第
)前に還付された三十一年旧
いて「一部施行日」という。
附則第六条の十一第一項にお
に定める日(以下この項及び
法等改正法附則第一条第三号
物割に係る還付金等(地方税
十二条の百四の規定により貨
こととされた旧地方税法第七
定によりなお従前の例による
税法等改正法附則第二条の規
法第七十二条の百四及び地方
額(同月に三十一年旧地方税
物割として納付された額の総

旧地方税法	地方税法等改正法第一
	°)
	税法等改正法」という
	の十一において「地方
	この条及び附則第六条
	法律第六十九号。以下
	る法律(平成二十四年
	付税法の一部を改正す
	の地方税法及び地方交
	本的な改革を行うため
	確保等を図る税制の抜
地方税法等改正法	社会保障の安定財源の
及び十一月	
する。)と平成三十一年十月	
されるべき額を加算した額と	
ある場合にあつては当該加算	
定により加算されるべき額が	
第七十二条の百五第二項の規	
よることとされた旧地方税法	
の規定によりなお従前の例に	
地方税法等改正法附則第二条	
第七十二条の百五第二項及び	
控除し、三十一年旧地方税法	

お従前の例によることとされる。		十五条の十
条の百四及び地方税法等改正		て適用され
三十一年旧地方税法第七十二		り読み替え
での徴収取扱費算定期間内に		の規定によ
平成三十一年六月から八月ま	法第七十二条の百四、	第一項後段
との合計額の十七分の十	の二十二分の十	
た法		
(一部施行日以後に還付され	法	
	定期間内	
(同年十月及び十一月	(当該各徴収取扱費算	
	旧地方税法」という。	
	一において「三十一年	
	条及び附則第六条の十	
	の地方税法(以下この	
	条の規定による改正前	
三十一年旧地方税法	地方税法等改正法第二	
	法」という。)	
	一において「旧地方税	
	条及び附則第六条の十	
	の地方税法(以下この	
	条の規定による改正前	

_	Ľ
5	育
_	_
T	目

ては、 五第二 年旧地方税法第七十二条の百 納付された額の総額 則第二条の規定によりなお従 た旧地方税法第七十二条の百 法附則第二条の規定によりな 五第二項及び地方税法等改正 収取扱費算定期間内に三十一 三項の規定により当該道府県 地方税法第七十二条の百三第 前の例によることとされた旧 三項及び地方税法等改正法附 地方税法第七十二条の百三第 扱費算定期間内に三十一年旧 等に相当する額が当該徴収取 旧法還付金等が還付された場 四の規定により貨物割に係る れるべき額がある場合にあつ た旧地方税法第七十二条の百 お従前の例によることとされ に払い込むべき貨物割として 合であつて これを加算した額)を 項の規定により加算さ 当該旧法還付金 (当該徴

府県に払い込むべき貨物割と	
三第三頁の規定こより当该道に旧地方税法第七十二条の百	
お従前の例によることとされ	
法附則第二条の規定によりな	
三第三項及び地方税法等改正	
年旧地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
百四、	
及び十一月に法第七十二条の	
還付された場合又は同年十月	
貨物割に係る旧法還付金等が	
七十二条の百四の規定により	
ることとされた旧地方税法第	
規定によりなお従前の例によ	
方税法等改正法附則第二条の	
税法第七十二条の百四及び地	
なし、同月に三十一年旧地方	
年九月に還付されたものとみ	
に相当する旧法還付金等が同	
超えるときは、当該超える額	

附則第二条の規定によりなお		る新令附則
第三項及び地方税法等改正法		て適用され
年旧地方税法附則第九条の六	定期間内	り読み替え
、平成三十一年九月に三十一	、当該各徴収取扱費算	の規定によ
(次項	(以下この条	第一項後段
間内に還付金等として		
二月までの徴収取扱費算定期	収取扱費算定期間内に	
同年十二月から平成三十二年	扱費算定期間の次の徴	
旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取	
額)との合計額	額)	
	間内	
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期	
月		
した額)と同年十月及び十一		
場合にあつては、これを加算		
より加算されるべき額がある		
十二条の百五第二項の規定に		
こととされた旧地方税法第七		
定によりなお従前の例による		
税法等改正法附則第二条の規		
十二条の百五第二項及び地方		
月に三十一年旧地方税法第七		
して納付された額の総額(同		

一第	第六名
項	本の十

従前の された場合にあつては当該旧 第九条の七及び地方税法等改 れた三 金 等 従前 七に規定する還付金等をいう 規定により譲渡割に係る還付 旧地方税法附則第九条の七の 附則第二条の規定によりなお 納付された額の総額 三項の規定により当該道府県 旧地方税法附則第九条の六第 法還付金等に相当する額を控 還付金等」という。) れた旧地方税法附則第九条の なお従前の例によることとさ 正法附則第二条の規定により 条の七及び地方税法等改正法 三十一年旧地方税法附則第九 に払い込むべき譲渡割として 以下この条において \mathcal{O} 三十一年旧地方税法附 十一年旧地方税法附則 例によることとされた 例によることとされた 部施行日前に還付さ (同月に が還付 旧法

	一第二項	第六条の十	る新令附則	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段法附則第九条の七、	の二十二分の十		(法	定期間内	(当該各徴収取扱費算									
環付金等が還付された場合で 関定により譲渡割に係る旧法	旧地方税法附則第九条の七の	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	条の七及び地方税法等改正法	三十一年旧地方税法附則第九	での徴収取扱費算定期間内に	平成三十一年六月から八月ま	との合計額の十七分の十	た法	(一部施行日以後に還付され		一(同年十月及び十一月)と同年十月及び十一月	べき額を加算した額とする。	合にあつては当該加算される	り加算されるべき額がある場	第九条の八第二項の規定によ	こととされた旧地方税法附則	定によりなお従前の例による	税法等改正法附則第二条の規	

は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	で地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の八第二項の規 定により加算されるべき額が	税法附則第九条の八第二項及定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費を額の総額(当該徴収取扱費を額の総額(当該徴収取扱費を額の総額)	つて、当該旧法還付金等 当する額が当該徴収取扱 当する額が当該徴収取扱 法附則第九条の六第三項 地方税法等改正法附則第 なることとされた旧地方 よることとされた旧地方

改正法附則第二条の規定によ	
条の八第二項及び地方税法等	
三十一年旧地方税法附則第九	
納付された額の総額(同月に	
に払い込むべき譲渡割として	
三項の規定により当該道府県	
旧地方税法附則第九条の六第	
従前の例によることとされた	
附則第二条の規定によりなお	
第三項及び地方税法等改正法	
年旧地方税法附則第九条の六	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
則第九条の七、	
は同年十月及び十一月に法附	
還付金等が還付された場合又	
規定により譲渡割に係る旧法	
旧地方税法附則第九条の七の	
従前の例によることとされた	
附則第二条の規定によりなお	
条の七及び地方税法等改正法	
三十一年旧地方税法附則第九	

対象を含む。以下この頃で開助第六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃で開助第六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃で開助第六条の十二の規定の適用については、記費算定期間とする徴収取扱費算定期間の次の徴により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃により読み替えて適用する場合を含む。以下この頃での対象である。	-	
一 び に て 項 定		りなお従前の例によることと
一 び に て 項 定		された旧地方税法附則第九条
` 一 び に て 項 定 -		の八第二項の規定により加算
` 一 び に て 項 定 -		されるべき額がある場合にあ
` 一 び に て 項 定 ・		ľ
` 一 び に て 項 定 「		十
` 一 び に て 項 定 「	当該徴収取扱費算定期	同年十月及び十一月
` 一 び に て 項 定	間内	
` 一 び に て 項 定 -	額)	との
` 一 び に て 項 定 -	還付金等が当該徴収取	法還付金等及び
` 一 び に て 項 定 -	次	同年十二月から平成三十二年
` 一 び に て 項 定	収取扱費算定期間内に	二月までの徴収取扱費算定期
` 一 び に て 項 定		間内に還付金等として
度期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七(第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第三十五条の十八、附則第六条の十一(第一項後段の規定では、新令第三十五条の十七第で列制第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第で列及び附則第六条の十一第一項の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。	4 平成三十一年十二月から平成三十二	午二月までの期間を徴収取扱費算
項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項におい 「一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは で開じ。)、第三十五条の十八、附則第六条の十一(第一項後段の規定 で開助第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第 で開放が削り第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは 、「十七分の十」とする。	定期間とする徴収取扱費の支払につい	
中で以外条の	項後段の規定により読み替えて適用す	
中て以下二二	第三十五条の十八、	+
中では、	により読み替えて適用する場合を含む	以下この項において同じ。)
、「十七分の十」とする。 一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは	び附則第六条の十二の規定の適用につ	ては、
士	一項及び附則第六条の十一第一項の規	正中「二十二分の十」とあるのは
	士	

する額の割合として算定した率) 第三十(法第七十二条の七十六第一号の標準税率を超えて課する部分に相当 (注	の五・四とする。	(法第七十二条の七十六の率) (注	第二章第二節中第三十五条の四の四の次に次の三条を加える。 第二	(中略)	」を加える。	第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五十二条の二十三 第十節	第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「 第四十	条の二十)」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「 条の二	四十三条の二十) 」 と「第七節(軽油引取税(第四十三条―第四十三) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十一) 第四十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の	十一条」を「第四十二条」に、 第八節 軽油引取税(第四十三条—第 十一条	目次中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の七」に、「第四 目次	のように改正する。	第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次 第一条	地方税法施行令の一部改正) (地方	改 正 後
第三十五条の四の六 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)	<u>の五・四とする。</u> 第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分	(法第七十二条の七十六の率)	第二章第二節中第三十五条の四の四の次に次の二条を加える。		」を加える。	第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五十二条の二十三	第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「	条の二十)」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「	四十三条の二十) 」 を「第七節 軽油引取税(第四十三条―第四十三第四十二条の十一)	十一条」を「第四十二条」に、 第八節 軽油引取税(第四十三条—第十一条」を「第四十二条」に、 「第七節 自動車取得税(第四十二条—	目次中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に、「第四	のように改正する。	地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次	地方税法施行令の一部改正)	改正前

及び次条において「標準税率超過率」という。)とする。を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにを超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところに第三十五条の四の六 法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率

- 高事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいうる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。
- た事業税額 又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加し | 算定期間に道府県知事に提出された法第七十二条の三十三第二項
- 減少した事業税額 算定期間に道府県知事が更正をした場合における当該更正により
- 五 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二

る額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付すには、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げにより同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合

るものとする。

交计時期	
2.1	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の
	行う事業に対する事業税の額(当該期間内に過
	誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還
	付金を歳出予算から支出した場合には、その支
	出した額を控除した額。以下この表において同
	じ。)の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う
	事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当
	する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う
	事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当
	する額

- いて、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後にお

決定をした場合における当該決定に係る事業税額条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による

規定する基準事業税額として算定した額をいう。 おいて「標準税率」という。)であるものとした場合における前項に率が法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率(次条第一項に) 第一項の標準税率相当額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税

項は、総務省令で定める。 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

るものとする。 るものとする。 るものとする。 るものとする。 るものとする。 るものとする。 るものとする。 さい、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる。 では、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる場合。 るものとする。

算し、又はこれから減額するものとする。錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該

同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として

4

て、当該交付時期に交付すべき額とする。

円未満の端数金額があるときは、

その端数金額を控除した金額をもつ

に関し必要な事項は、総務省令で定める。 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付

						八月	交付時期
予算から支出した場合(次号に掲げる場合を人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出	一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法	当する額	下この表において同じ。)の百分の五・四に相	号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以	た法人の行う事業に対する事業税の額(次の各	前年度三月から当該年度七月までの間に収入し	交付時期ごとに交付すべき額

2 5 tal	=	+1	
観を上回る超過税率調	月	十二月	
る額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げ	・四に相当する額・四に相当する額・四に相当する額・四に相当する額がの額の百分の五法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五	・四に相当する額・四に相当する額・四に相当する額・四に相当する額がの額の百分の五当該年度の八月から十一月までの間に収入した	除く。) 当該期間内に収入した法人の行う除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額

る。 合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五 した額の き額から減額し、 四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとす 百 分の五・ 四に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付す 第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場

- 過率を乗じて得た額 出額を控除した額。 に対する事業税の額 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業 次号において同じ。 (還付金支出額がある場合には、)に当該年度の標準税率超 当該還付金支
- 3 付すべ 金額があるときは、 あるとき、 第一 .対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業 項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額が 又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した それぞれこれらの金額を、 その次の交付時期に交

き額に加算し、

又はこれから減額するものとする。

- 4 錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加 第 又は減少する必要が生じた場合には、 又はこれから減額するものとする。 項 その交付した額の算定に錯誤があつたため、 の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後にお 当該錯誤に係る額を、 交付した額を増加 当 該
- 5 た金額に千円未満の端数金額があるときは、 同項又は第二項の規定を適用して計算する場合において、 第 項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として その端数金額を控除した 当該計算し

金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

に関し必要な事項は、総務省令で定める。 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付

(中略)

第五十七条の二の五の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の標準税率を超えて課する部分に相当する

額の割合として算定した率)

。 る事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう 2 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げ

記載された事業税額
常七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に定期間」という。)に都知事に提出された法第七十二条の二十五、定期間」という。)に都知事に提出された法第七十二条の二十五、

業税額第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事二第二項の規定を表している。

三 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項

(中略)

第五十七条の二の五の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の六 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、

百

分の五・四とする。

管理して事業的順号において「更正」という。)をした場合における当該更正により一の二第一項若しくは第三項の規定による更正(以下この号及び次一の二第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十

増加した事業税額

した事業税額 四 算定期間に都知事が更正をした場合における当該更正により減少

をした場合における当該決定に係る事業税額四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定五 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれだ百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第

八月 前年度三月から当該年度七月までの間に収入し交付時期 交付時期ごとに交付すべき額

八月

前年度三月から七月までの間に収入した法人の

交付時期ごとに交付すべき額

交付時期

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第

十二月から二月までの間に収入した	三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した	<u>三</u> 月
・四に相当する額		・四に相当する額	
法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五		法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五	
八月から十一月までの間に収入した	十二月	月当該年度の八月から十一月までの間に収入した	十二月
		じて得た額に相当する額を控除した額	
)から当該額に前年度の標準税率超過率を乗	
		る場合には、当該還付金支出額を控除した額	
		事業に対する事業税の額(還付金支出額があ	
		する場合 当該期間内に収入した法人の行う	
		定により標準税率を超える税率で事業税を課	
		二都が法第七十二条の二十四の七第七項の規	
		還付金支出額」という。)を控除した額	
		還付金の額(次号及び次項第一号において「	
		ら支出した法人の行う事業に対する事業税の	
		する事業税の額から当該期間内に歳出予算か	
		当該期間内に収入した法人の行う事業に対	
		支出した場合(次号に掲げる場合を除く。)	
		事業に対する事業税の還付金を歳出予算から	
じ。)の百分の五・四に相当する額		一都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う	
出した額を控除した額。以下この表において同		当する額	
付金を歳出予算から支出した場合には、その支		下この表において同じ。)の百分の五・四に相	
誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還		号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以	
行う事業に対する事業税の額(当該期間内に過		た法人の行う事業に対する事業税の額(次の各	

第六条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のよ	第六条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のよ
(地方自治法施行令の一部改正)	(地方自治法施行令の一部改正)
(後略)	(後略)
	する場合について準用する。
	四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付
	3 第三十五条の四の六第三項から第六項までの規定は、法第七百三十
	に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額
	二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業
	過率を乗じて得た額
	出額を控除した額。次号において同じ。)に当該年度の標準税率超
	に対する事業税の額(還付金支出額がある場合には、当該還付金支
	一前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業
	るものとする。
	の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算す
	を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額
	期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額
	る額を控除した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時
する場合について準用する。	二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げ
四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付	える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第
2 第三十五条の四の六第二項から第五項までの規定は、法第七百三十	2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超
・四に相当する額	・四に相当する額
法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五	

うに改正する。

項」に、 との合算額」 各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額 項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による る率を乗じて得た額を統計法 た額を控除した額) 五号) 相当する額から当該額に地方税法施行令 で事業税を課する場合には、 規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率 う事業に対する事業税の収入額(同法第七十二条の二十四の七第七項 第二号に係る部分に限る。)」に改め、 第二百十条の十中「第二百八十二条第一項」を 第五十七条の二の六第一 「同条第二項」を「同項」に、 を加える。 に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定め 法人の行う事業に対する事業税の収入額に (平成十九年法律第五十三号) 項に規定する標準税率超過率を乗じて得 「第二項第二号」を「第二項 (昭和二十五年政令第二百四十 「収入額」 「第二百八十二条第二 の下に「と法人の行 第二条第四 0

(後略)

則

附

(施行期日)

第一条 各号に掲げる規定は、 この政令は、 平成二十八年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の

〜四の二

兀 の三 一項の改正規定、 第 一条中地方税法施行令の目次の改正規定、 同令第六条の二十一の改正規定 同令第六条の十四 (同条第二項第一

うに改正する。

う事業に対する事業税の収入額に同条第四項 第二号に係る部分に限る。 項」に、 第二百十条の十中「第二百八十二条第一項」を 「同条第二項」を「同項」に、)」に改め、 「第二項第二号」 「収入額」 「第二百八十二条第二 の下に「と法人の行 を「第二項

に規定する政令で定め

との合算額」 各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額 項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による る率を乗じて得た額を統計法 を加える。 (平成十九年法律第五十三号) 第二条第四

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 各号に掲げる規定は、 この政令は、 平成二十八年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の

〜四の二

兀 | の 三 第二項の改正規定、 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、 同令第六条の二十一の改正規定 同令第六条の十四 (同条第二項第一

第四条

規定、 第七項まで、 並びに附則第三条 を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条 改正規定、 五. 八の次に五条を加える改正規定、 五十二条の十八の改正規定、 第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改 節とする改正規定、 七節とし、 次に一条を加える改正規定、 る改正規定、 改正規定、 三・二」を の三第 号に係る部分に限る。)、 十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える 同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第 同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、 一項の改正規定、 同令附則第三 同節の次に一節を加える改正規定、 同令第二章第二節中第三十五条の 「百分の一」に改める部分に限る。 第八条から第十条まで、 同章第七節を削る改正規定、 同章第十一節を同章第十節とする改正規定、 一十二条の改正規定、 同令第九条の七第七項の改正規定 同令第九条の六の二第一項及び第九条の六 同章第九節を削り、 同令第三章第二節の二中第五十二条の十 同令第五十七条の二後段の改正規定 第十六条第 同章第六節中第四十一条 同令附則第三 兀 同章第十節を同章第 の四の次に三条を加 同章第八節を同章第 項、 同条第二十九項 第七条第三 第十七条及び 一十二条の二 (「百分の 同令第 項 から 同令 正 九 え 0

(事業税に関する経過措置)

兀

の四~十三

略

十八

条の規定

平成三十一年十月

日

(事業税に関する経過措置)

の 四 〜

十三

略

第四条 略

第十八 規定、 第七項まで、 並びに附則第三条、 改正規定、 節とする改正規定、 改正規定、 三・二」を 号に係る部分に限る。 を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条 五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える 八の次に五条を加える改正規定、 五十二条の十八の改正規定、 第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一 七節とし、 次に一条を加える改正規定、 る改正規定、 の三第一項の改正規定、 同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同 条の規定 同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、 同節の次に一節を加える改正規定、 同令附則第三十二条の改正規定、 同令第二章第二節中第一 「百分の一」に改める部分に限る。 第八条から第十条まで、 同章第七節を削る改正規定、 平成三十一年十月一 同章第十一節を同章第十節とする改正規定、 第四条第二項から第四項まで、 同令第九条の七第七項の改正規定 同令第九条の六の二第一 同章第九節を削り、 同令第三章第二節の二中第五十二条の十 同令第五十七条の二後段の改 三十五条の 日 第十六条第 同章第六節中第四十一条 同令附則第三 兀 同章第十節を同章第 0 匝 同章第八節を同章第 項、 第七条第三 一の次に二条を 同条第二十九項 項及び第九条の六 第十七条及び 一十二条の二 (| 百; 項の 同令第 Ē 項 規定 同令 令第 分の 改 加 九 え

改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定

以下「改正法」という。

第二条の規定による

2

平成三十二年度における地方税法等の一

部を改正する等の法律

(平 成

二十八年法律第十三号。

百分の二・四	百分の五・四	第三十五条の
		の表八月の項
百分の二・四	百分の五・四	四の六第一項
前年度十月	前年度三月	第三十五条の
民税の法人税割額		
七十六に規定する各市町村の市町村		
より読み替えられた法第七十二条の		
いう。)附則第六条第三項の規定に		
平成二十八年地方税法等改正法」と		
五十七条の二の七第一項において「	従業者数	
律(平成二十八年法律第十三号。第	る各市町村の	四の六第一項
地方税法等の一部を改正する等の法	同条に規定す	第三十五条の
		四の五
百分の二・四	百分の五・四	第三十五条の

		項
		i
		項及び三月の
		の表十二月の
		二の七第一項
百分の二・四	百分の五・四	第五十七条の
		の表八月の項
百分の二・四	百分の五・四	二の七第一項
前年度十月	前年度三月	第五十七条の
人税割額		
の規定により都が課する都民税の法		
二項(第二号に係る部分に限る。)		
掲げる税のうち法第七百三十四条第		
税割額及び法第五条第二項第一号に		
定する各市町村の市町村民税の法人	業者数	
られた法第七百三十四条第四項に規	び特別区の従	
第六条第三項の規定により読み替え	る各市町村及	二の七第一項
平成二十八年地方税法等改正法附則	同項に規定す	第五十七条の
		六
		十七条の二の
		項並びに第五
		項及び三月の
		の表十二月の
		四の六第一項

同表の下欄に掲げる字句とする。
の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次
3 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四

二十八年法律第十三号。第五十七条 の二の七第一項において「平成二十 村別第六条第四項の規定により読み 替えられた法第七十二条の七十六に 規定する各市町村の市町村民税の法 の一に相当する額を同項の規定により読み が法第五条第二項第一号に掲げる額の三分 の一に相当する額を同項の規定により読み 第七百三十四条第四項に規定する各 市町村の市町村民税の法人税割額及 のうち法第七百三十四条第二項(第 のうち法第七百三十四条第二項(第	を 同 項	二 の 七 第 五 十 七 第 一 項
等の一部を改正する等の法律(平成		四の六第一項
の三分の二に相当する額を地方税法	を同条	第三十五条の

八年地方税法等改正法附則第六条第		二の七第一項
の三分の一に相当する額を平成二十	を同項	第五十七条の
り読み替えられた同条		
の二に相当する額を同項の規定によ		
人税割額で、同欄に掲げる額の三分		
規定する各市町村の市町村民税の法		
替えられた法第七十二条の七十六に		
附則第六条第四項の規定により読み		
八年地方税法等改正法」という。)		
の二の七第一項において「平成二十		
二十八年法律第十三号。第五十七条		
等の一部を改正する等の法律(平成		四の六第一項
の三分の一に相当する額を地方税法	を同条	第三十五条の
[ැ] ති ී	げる字句とす	同表の下欄に掲げる字句とする。
の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ	げる新令の担	の表の上欄に掲
の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次	第五十七条の	の六第一項及び
平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四	度における法	4 平成三十四年
第四項		
り読み替えられた法第七百三十四条		
改正法附則第六条第四項の規定によ		
当する額を平成二十八年地方税法等		
で、同欄に掲げる額の三分の一に相		
より都が課する都民税の法人税割額		

一次では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、</l></l></l></l>	3 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。2 略	略	(自動車取得税に関する経過措置)	2 略												
徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」の規定ののとされる自動車取得税に係る旧令第四十二条の五第一項の規定のでは、	3 改正法	第七条略	(自動車取得税に関する経過措置)	5 略	第四項	り読み替えられた法第七百三十四条	改正法附則第六条第四項の規定によ	当する額を平成二十八年地方税法等	で、同欄に掲げる額の三分の二に相	より都が課する都民税の法人税割額	二号に係る部分に限る。)の規定に	のうち法第七百三十四条第二項(第	び法第五条第二項第一号に掲げる税	市町村の市町村民税の法人税割額及	第七百三十四条第四項に規定する各	匹項の規定により読み替えられた法

4 略

5

るものとする。 合を含む。)の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除 第四十四条の八第二 から減額した額が零を下回るときは、 同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の 合において、 により平成三十二年度以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場 三項において準用する場合を含む。 動 :車取得税について旧令第四十二条の九第二項 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自 旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を 項 (同令第四十四条の九第三項において準用する場 以下この項において同じ。) 当該下回る額は、 (旧令第四十二条の十第 地方税法施行令 の規定 収入額 す

6及び7 略

第八条

削除

4

略

5 動車取得税について旧令第四十二条の九第二項 第四十四条の八第二 から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、 同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の 合において、 により平成三十二年度以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場 三項において準用する場合を含む。 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自 旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を 項 (新令第四十四条の九第三項において準用する場 以下この項において同じ。 (旧令第四十二条の十第 新令 の規定 控除 収 入額

るものとする。 合を含む。)の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から

6及び7 略

(自動車税に関する経過措置)

第八条 平成三十 年度における自動 車 税 \mathcal{O} 環境 性 能割額の交付に に係る新

令第四十四条の八第二 八月 前年度三月における同月において収入すべき環境性能割 一項の規定の適用については、 同項の表中

の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入

た額。 出予算から支出した場合には、 額 (当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳 以下この表において同じ。 その支出した額を控除し との差額を 四月か

ら七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し 又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当

			2	2.1			, I		
十二月		出 	四十四条の上	とする。			とあるのは、	十二月	_
八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額一項各号に掲げる金額の合算額	一頁を引て掲げる金質の合質質とは関いて計算した次条第、又はこれから減額した額を基礎として計算した次条第ら七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月か	出予算から支出した場合には、その支出した額を控除して、当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入がては、同項の表中	- K (C		表において同じ。)の百分の六十一・七五に	算から支出した場合には、その支出した額を控除した額当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予		の百分の六十一・七五に相当する額八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額	する額

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村 とあるのは 十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法 定の適用については、 この条において「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十の規 政調整交付金 項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財 正 人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 にと、 日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 後の地方自治法 の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下 平成三十二年度における改正法附則第三十五条の規定による改 「統計法 「収入額 (以下この条において「新特別区財政調整交付金」という (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百八十二条第一 (平成十九年法律第五十三号) (平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十 同条中 「収入額 (」とあるのは 第二条第四項に規定 と 「収入額 収入額に」 (平成三

算額

とあるのは、

+二月 十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額 (・以下この表において同じ。)を基礎として計算した次 がら支出した場合には、その支出した額を控除した額 ・以下この表において収入した環境性能割の収入額 (

とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置

第十四条 人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法 定の適用については、 この条において「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十の規 政調整交付金 項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財 正後の地方自治法 の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令 平成三十二年度における改正法附則第三十五条の規定による改 (以下この条において「新特別区財政調整交付金」という (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百八十二条第一 同条中 「収入額に」とあるのは 「収入額 (平成三 (以下

する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村―に」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定

より都が課する都民税の法人税割額」 うち同法第七百三十四条第二項 市 読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町 及び特別区 町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第1 (平成二十八年法律第十三号) の従業者数」とあるのは (第二号に係る部分に限る。 附則第三十六条第二 「地方税法等の とする。 二項第 部を改正する等の 一項の規定により 号に掲げる税 の規定に 村の \mathcal{O}

2 第 額」とする 税法第五条第一 治法第二百八十二条第二 は た地方自治法 十八年法律第十三号) 三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 計法」とあるのは 治 第二百八十二条第二 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地 二号に係る部分に限る。 「従業者数で、 法施行令第二百十条の十の規定の適用については、 二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 (以下この条において 事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自 額 一項に規定する統計法」と、 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において 項に規定する市町村民税の法人税割額及び の規定により都が課する都民税の法人税割 「読替え後の地方自治法」という。 「事業税額」という。 「従業者数」とある 同条中 (平成二 「額を統 地方 0) 0) 方 2

3 計法 十八年法律第十三号) 三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 自治法施行令第一 平 成三十 とあるのは 四年度における新 一百十条の十の規定の適用については、 額 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において 特別区財 政 調整交付金の交付に係る新地 「事業税額」 同条中 という。 「額を統 (平成二 0) 方

> 法律 より都が課する都民税の法人税割額」とする うち同法第七百三十四条第二項 市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第一 読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市 及び特別区の従業者数」とあるのは (平成二十八年法律第十三号) (第二号に係る部分に限る。 附則第三十六条第一 「地方税法等の 一項第 部を改正する 一項の規定により 号に掲げ 0) 規定に る 町 税 村 0

税法第五条第一 額」とする 第二号に係る部分に限る。 治法第二百八十二条第二 は た地方自治法 十八年法律第十三号) 三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、 第二百八十二条第一 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係 「従業者数で、 とあるのは 一項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 (以下この条において 事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地 額 一項に規定する」 附則第三十六条第三項の規定により読み替えら (以下この条において |項に規定する市町村民税の法人税割額及び の規定により都が課する都民税の法人税 「読替え後の地方自治法」という。 と、 「事業税額」 「従業者数」 同条中 という。 とある る新 (平成二 額 方自 地 地 0 方 方

3 自治法施行令第一 十八年法律第十三号) 三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 平成三十四年度における新特別区財 とあるのは 一百十条の十の規定の適用については、 額 附則第三十六条第三項の規定により読み替えら (以下この条において 政 調整交付金の交付に係る 「事業税額」 同条中 という。 (平成二 額 新 地方 0

税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項()第二百八十二条第二項に規定する」 第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割 治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方 は「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自 た地方自治法(以下この条において「読替え後の地方自治法」という。 と、「従業者数」とあるの

4 略

額」とする。

4

略

第九条 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における	第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八
(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)	(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)
附則	附則
二~五略	二~五略
口 略	口 略
額並びに特定収入見込額の合算額	額並びに特定収入見込額の合算額
定収入見込額」という。)を控除した額の七十五分の百に相当する	定収入見込額」という。)を控除した額の七十五分の百に相当する
及び航空機燃料譲与税の収入見込額(以下イ及び次号において「特	及び航空機燃料譲与税の収入見込額(以下イ及び次号において「特
り算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税	り算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税
第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定によ	第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定によ
より算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法	より算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法
イ 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条の規定に	イ 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条の規定に
一 都 イ及びロに掲げる額の合算額	一 都 イ及びロに掲げる額の合算額
వ <u>ి</u>	る。
公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とす	公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とす
として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方	として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方
第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額	第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額
(標準的な規模の収入の額)	(標準的な規模の収入の額)
改正前	改 正 後

策債 びに特定収入見込額」とあるのは「、 及び臨時財政対策債の額」 条の五の二第一 律 あるのは の規定の適用については、 第四条の 年度及び平成三 第九条第 十七号。 (次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。) の額」と 同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額 (平成二十九年法律第三号) の額」とする。 規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同 以下 項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七 特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法 一十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令 「平成三十 項の規定により起こすことができることとされた地方債 と 同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」と 年地方税法施行令等改正令」 同条第三号から第五号までの規定中 第三条の規定による改正前の法第三十三 特定収入見込額並びに臨時財政対 という。 附則 並

いう。 までの規定中 ととされた地方債(次号から第五号までにおいて 並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるこ 条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、 第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、 ける平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前 なお 特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第 前 0) 0 額」と、 例によることとされた平成二十九年度及び平 「並びに特定収入見込額」とあるのは「、 同条第二号中 「及び特定収入見込額」とあるのは 同条第三号から第五号 「臨時財政対策債」と 特定収入見込額 特定収入見込額 成三 項の規定により 一十年度に 同 \mathcal{O} お 2

の規定の適用については、 策債の額」とする。 びに特定収入見込額」とあるのは 及び臨時財政対策債の額」 条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債 律 あるのは (次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。 同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは (平成二十九年法律第三号) 乛 特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法 と 同条第一号イ中 第十三条の規定による額の算定に係る同 第三条の規定による改正前の法第三十三 同条第三号から第五号までの規定中 「、特定収入見込額並びに臨時財政対 「並びに特定収入見込額」 $\overline{}$ 特定収入見込額 0) 額 لح لح 条

平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における

2

いう。 並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起 までの規定中 ととされた地方債(次号から第五号までにおいて 条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは 第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、 特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、 の額」と、 「並びに特定収入見込額」とあるのは 同条第二号中 「及び特定収入見込額」とあるのは 同条第三号から第五号 「臨時財政対策債」と 乛 こすことができるこ 特定収入見込額 特定収入見込額 同

3 るのは るの 収入見込額」とあるのは いて より起こすことができることとされた地方債 規定の適用については、 並びに臨時財政対策債の額」とする。 平成三十 は 同条第三号から第五号までの規定中 「臨時財政対策債」という。 特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。 特定収入見込額並びに法第三十三条の五の一 年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の 同条第一号イ中 特定収入見込額及び臨時財政対策債の)の額」と、 「並びに特定収入見込額」とあ 「並びに特定収入見込額」 (次号から第五号までにお 同条第二号中 一第 項の規定に 「及び特定 額

の額の特例)(平成二十七年度及び平成二十八年度)(における標準的な規模の収入)

第十条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定に
おりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年
は、次の表の上欄に掲げる同条の規定に係る同条の規定による改
正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用について
は、次の表の上欄に掲げる同条の規定に係る同条の規定による改
における平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定に

。)による改正前の地方交付税法			
だし書に規定する改正規定に限る			
第一条の規定(同法附則第一条た			
法律 (平成二十九年法律第三号)			
地方交付税法等の一部を改正する	同法第十四条	第一号イ	

並びに臨時財政対策債の額」とする。

の額の特例)(平成二十六年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入

第十条 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用について

。)による大	だし書に規党	第一条の規定	法律(平成)	第一号イ 同法第十四条 地方交付税法
による改正前の地方交付税法	だし書に規定する改正規定に限る	の規定(同法附則第一条た	(平成二十九年法律第三号)	付税法等の一部を改正する

、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃
読替え後の地方交付税法第十四条	同条
四条」という。)	
て「読替え後の地方交付税法第十	
税法第十四条(以下この条におい	
条の規定による改正前の地方交付	
年地方税法等改正法附則第三十七	
により読み替えられた平成二十八	
律第二十五号)第三十九条の規定	
関する暫定措置法(平成二十年法	
よる廃止前の地方法人特別税等に	
正法」という。)第九条の規定に	
いて「平成二十八年地方税法等改	
十八年法律第十三号。以下イにお	
一部を改正する等の法律(平成二	
)第八条第一項及び地方税法等の	
る法律(平成十一年法律第十七号	
金等の地方財政の特別措置に関す	
とした場合における地方特例交付	
七条の三の規定の適用がないもの	
七条の二及び地方交付税法附則第	
地方交付税法」という。) 附則第	
 (第五号において「平成三十年旧	

、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃
読替え後の地方交付税法第十四条	同条
四条」という。)	
て「読替え後の地方交付税法第十	
税法第十四条(以下この条におい	
地方交付	
により読み替えられた	
律第二十五号)第三十九条の規定	
関する暫定措置法(平成二十年法	
地方法人特別税等に	
)第八条第一項及び	
る法律(平成十一年法律第十七号	
金等の地方財政の特別措置に関す	
とした場合における地方特例交付	
七条の三の規定の適用がないもの	
七条の二及び地方交付税法附則第	
地方交付税法」という。)附則第	
(第五号において「平成三十年旧	

																		第五号		
	第二項														十六号)	十二年政令第	行令(昭和二	地方自治法施		料譲与税
改正前の地方自治法施行令第二百百二十三号)第六条の規定による	る等の政令(平成二十八年政令第一地方税法施行令等の一部を改正す	治法施行令	一条の規定による改正前の地方自	えられた平成二十九年整備政令第	則第七条の四の規定により読み替	(昭和二十二年政令第十六号)附	による改正前の地方自治法施行令	成二十九年整備政令第一条の規定	条の規定により読み替えられた平	平成十一年政令第九十五号)第二	の特別措置に関する法律施行令(前の地方特例交付金等の地方財政	。)附則第二項の規定による改正	「平成二十九年整備政令」という	第百十九号。以下この号において	に関する政令(平成二十九年政令	法律の施行に伴う関係政令の整備	地方交付税法等の一部を改正する	略	対策特別交付金
																		绺		
																		第五号		
	第二項														十六号)	十二年政令第	行令(昭和二	第五号 地方自治法施		料譲与税

第一号イ	に掲げる字句とする。	に掲げる同条の規	規定による額の算	十一年地方税法施	によりなお従前の	第十一条 平成三十	(平成二十九年度													
同法第十四条	る。	定中同表の中欄	定に係る同条の	行令等改正令第	例によることと		(における標準的	油譲与税	及び地方揮発									額	基準財政収入	
法律(平成二十九年法律第三号)地方交付税法等の一部を改正する		規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄	一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の	の例によることとされた平成二十九年度における平成三	一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定	(平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例)	対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全	した額とする。)	合には当該額に相当する額を加算	定方法により控除した額がある場	する額を控除した額とし、当該算	た額がある場合には当該額に相当	むね準ずる算定方法により加算し	第二項に規定する算定方法におお	及び地方交付税法附則第七条の三	方交付税法附則第七条の二第二項	基準財政収入額(平成三十年旧地	十条の十二第二項
第一号イ	に掲げる字句とする。	に掲げる同条の規	規定による額の質			第十一条 平成二十	(平成二十九年度													
同法第十四条	る。	定中同表の中欄	定に係る同条の			十九年度における	(における標準的	油譲与税	及び地方揮発									額	基準財政収入	
法律(平成二十九年法律第三号)地方交付税法等の一部を改正する		の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄				九年度における標準的な規模の収入の額の特例)	対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全	した額とする。)	合には当該額に相当する額を加算	定方法により控除した額がある場	する額を控除した額とし、当該算	た額がある場合には当該額に相当	むね準ずる算定方法により加算し	第二項に規定する算定方法におお	及び地方交付税法附則第七条の三	方交付税法附則第七条の二第二項	基準財政収入額(平成三十年旧地	

る法律 税法第十四条(以下この条におい 関する暫定措置法 正法」 とした場合における地方特例交付 七条の三の規定の適用がないもの 七条の二及び地方交付税法附則第 地方交付税法」という。) 附則第 だし書に規定する改正規定に限る 第一条の規定(同法附則第一条た 条の規定による改正前の地方交付 年地方税法等改正法附則第三十七 により読み替えられた平成二十八 律第二十五号)第三十九条の規定 金等の地方財政の特別措置に関す て「読替え後の地方交付税法第十 よる廃止前の地方法人特別税等に 十八年法律第十三号。 て「平成二十八年地方税法等改 第八条第一項及び地方税法等の (第五号において「平成三十年旧 部を改正する等の法律 による改正前の地方交付税法 という。 (平成十一年法律第十七号 第九条の規定に (平成二十年法 以下イにお (平成)

第一条の規定(同法附則第一条た 税法第十四条 律第二十五号)第三十九条の規定 関する暫定措置法 金等の地方財政の特別措置に関す とした場合における地方特例交付 七条の三の規定の適用がないもの だし書に規定する改正規定に限る る法律(平成十一年法律第十七号 七条の二及び地方交付税法附則第 地方交付税法」という。) 附則第 により読み替えられた (第五号において「平成三十年旧)による改正前の地方交付税法 「読替え後の地方交付税法第十 第八条第一項及び 地方法人特別税等に (以下この条におい (平成二十年法 地方交付

 対策特別交付金	料譲与税
、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃
第十四条	
た額から読替え後の地方交付税法	
交付見込額」という。)を加算し	
(以下イ及び次号において「特定	
号において同じ。)の交付見込額	
所得割に係る交付金をいう。第三	
付するものとされる道府県民税の	
項の規定により指定都市に対し交	
九年法律第二号)附則第五条第七	
の一部を改正する法律(平成二十	
地方税法及び航空機燃料譲与税法	
び道府県民税所得割臨時交付金(
いう。第三号において同じ。)及	
課税に係る所得割に係る交付金を	
に対し交付するものとされる分離	
第七条の四の規定により指定都市	
十五年法律第二百二十六号)附則	
所得割交付金(地方税法(昭和二	
条の規定により算定した分離課税	
に読替え後の地方交付税法第十四	から同条
 四条」という。)	

対策特別交	与
、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃
第十四条	
た額から読替え後の地方交付税法	
交付見込額」という。) を加算し	
(以下イ及び次号において「特定	
号において同じ。) の交付見込額	
所得割に係る交付金をいう。第三	
付するものとされる道府県民税の	
項の規定により指定都市に対し交	
九年法律第二号) 附則第五条第七	
の一部を改正する法律(平成二十	
地方税法及び航空機燃料譲与税法	
び道府県民税所得割臨時交付金(
いう。第三号において同じ。)及	
課税に係る所得割に係る交付金を	
に対し交付するものとされる分離	
第七条の四の規定により指定都市	
十五年法律第二百二十六号) 附則	
所得割交付金(地方税法(昭和二	
条の規定により算定した分離課税	
に読替え後の地方交付税法第十四	から同条
四条」という。)	

																			第五号			
	額	基準財政収入				第二項										十六号)	十二年政令第	行令(昭和二	地方自治法施			合算額
及び地方交付税法附則第七条の三	方交付税法附則第七条の二第二項	基準財政収入額(平成三十年旧地	二第二項	地方自治法施行令第二百十条の十	正令第六条の規定による改正前の	平成二十八年地方税法施行令等改	の地方自治法施行令	う。)第六条の規定による改正前	年地方税法施行令等改正令」とい	以下この号において「平成二十八	平成二十八年政令第百三十三号。	令等の一部を改正する等の政令(より読み替えられた地方税法施行	十六号)附則第七条の四の規定に	治法施行令(昭和二十二年政令第	規定により読み替えられた地方自	十一年政令第九十五号)第二条の	別措置に関する法律施行令(平成	地方特例交付金等の地方財政の特	略	した額	合算額から特定交付見込額を控除
																			第五号			
	額	基準財政収入				第二項										十六号)	十二年政令第	行令(昭和二	地方自治法施			合算額
及び地方交付税法附則第七条の三	方交付税法附則第七条の二第二項	基準財政収入額			二第二項	地方自治法施行令第二百十条の							より読み替えられた同令	十六号)附則第七条の四の規定に	治法施行令(昭和二十二年政令第	規定により読み替えられた地方自	十一年政令第九十五号)第二条の	別措置に関する法律施行令(平成	地方特例交付金等の地方財政の特	略	した額	合算額から特定交付見込額を控除

に相当する額を加算控除した額がある場	第十二条 平成三十年度 によりなお従前の によりなお従前の 同条の規定 をによる額の算定 をによる額の算定 をによる額の算定	一年地方税法施 で等改正令第四 に係る同条の規 に係る同条の規 を等改正令第四 に係る同条の規 に係る同条の規	定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。) した額とする。) した額とする。) した額とする。) ・地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金 対策特別交付金 をれた平成三十年度における平成三十された平成三十年度における平成三十年度における平成三十場にある字句は、それぞれ同表の下欄における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特別では、それぞれ同表の下欄における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特例交付金等の地方における地方特別では、それぞれ同表の下欄における地方特例交付金等の地方における地方特別では、それぞれでは、次の表の上側に対した額がある場合における地方特別で対象がある場合には当該額に相当する額を加算に対象がある場合には当該額に相当する額を加算に対象がある場合には当該額に相当する額を加算に対象がある場合には当該額に相当する額を加算に対象がある場合には当該額に相当する額を加算に対象がある場合には当該額に相当する額を加算に表する額を加算さる。)	第十二条 平成三十年度	(たおける標準的な 一年度における標準的な 一年度における標準的な 一年度における 一様の規	定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。) 現模の収入の額の特例) 規模の収入の額の特例) 第十三条の規 が策特別交付金 第十三条の規 が即第七条の二及び第七条の三の 規定の適用がないものとした場合
する額を控除した額とし、当該算している。						する額を控除した額とし、当該算た額がある場合には当該額に相当むね準ずる算定方法により加算し
		油譲与税	対策特別交付金、地方揮発油譲与税及び交通安全		油譲与税	対策特別交付金、地方揮発油譲与税及び交
対策特別交付金 油譲与税及び交通安全 及び地方揮発、した額とする。) した額とする。) した額とする。) した額とする。)	(平成三十年度に	おける標準的な	規模の収入の額の特例)	(平成三十年度	における標準的な	規模の収入の額の特例)
は規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模) 対策特別交付金 油譲与税) 対 した額とする。) し	第十二条 平成三十 ア成三十	例によることと一年地方税法施	された平成三十年度における平成三十行令等改正令附則第九条第一項の規定		十年度における	
マお従前の例によることとされた平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全) 対策特別交付金 対で成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全 (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全) 対で成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全 (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安全) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通安と) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通知で通知で通知である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通知である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通知である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通知である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別で通知である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特別である。) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の対域の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	一年地方税法施行	令等改正令第四	条の規定による改正前の第十三条の規			第
方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定 人とされた平成三十年度における平成三十年度における平成三十年度における平成三十年度における平成三十年度におけるでいた。 第十二条 平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 第十二条 平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 第十二条 平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 対策特別交付金 人に額とする。)	定による額の算定	に係る同条の規			定に係る同条の規	次
● 名額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (中成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (中成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) (中成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 対策特別交付金 人び地方揮発油譲与税及び交通安全 (中成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 対策特別交付金 した額とする。) した額とする。) した額とする。)	掲げる同条の規定	中同表の中欄に	掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に	掲げる同条の規	定中同表の中欄に	掲げる字句は、それぞれ同ち
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に	掲げる字句とする	0		掲げる字句とす	් ර	
で向とする。	第一号イ	第十四条	がよいつのことの二及び第七条	第一号イ	第十四条	
した額とする。)			における地方特例交付金等の地方			
1、た額とする。)			の特別措置に関する法律			における地方特例交付金等
した額とする。)			6年別打造は属して 2名			財政の特別措置に関する法における地方特例交付金等
した額とする。)	-		成十一年法律第十七号)第八条第一			成十一年法律第十七号)第八条第財政の特別措置に関する法律(平

地方税法及び航空機燃料譲与税法	
び道府県民税所得割臨時交付金(
いう。第三号において同じ。)及	
課税に係る所得割に係る交付金を	
に対し交付するものとされる分離	
第七条の四の規定により指定都市	
十五年法律第二百二十六号)附則	
所得割交付金(地方税法(昭和二	
条の規定により算定した分離課税	
に読替え後の地方交付税法第十四	から同条
う。)	
後の地方交付税法第十四条」とい	
条(以下この条において「読替え	
よる改正前の地方交付税法第十四	
等改正法附則第三十七条の規定に	
替えられた平成二十八年地方税法	
号)第三十九条の規定により読み	
措置法(平成二十年法律第二十五	
の地方法人特別税等に関する暫定	
う。)第九条の規定による廃止前	
二十八年地方税法等改正法」とい	
第十三号。以下イにおいて「平成	
する等の法律(平成二十八年法律	

			令等の一部を改正する等の政令(
より読み替えられた同令			より読み替えられた地方税法施行		
十六号)附則第七条の四の規定に			十六号)附則第七条の四の規定に		
治法施行令(昭和二十二年政令第			治法施行令(昭和二十二年政令第		
規定により読み替えられた地方自	十六号)		規定により読み替えられた地方自	十六号)	
十一年政令第九十五号)第二条の	十二年政令第		十一年政令第九十五号)第二条の	十二年政令第	
別措置に関する法律施行令(平成	行令(昭和二		別措置に関する法律施行令(平成	行令(昭和二	
地方特例交付金等の地方財政の特	第五号 地方自治法施	第	地方特例交付金等の地方財政の特	地方自治法施	第五号
略			略	m&z	
した額			した額		
合算額から特定交付見込額を控除	合算額		合算額から特定交付見込額を控除	合算額	
対策特別交付金	料譲与税		対策特別交付金	料譲与税	
、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃		、航空機燃料譲与税及び交通安全	及び航空機燃	
第十四条			第十四条		
た額から読替え後の地方交付税法			た額から読替え後の地方交付税法		
交付見込額」という。) を加算し			交付見込額」という。)を加算し		
(以下イ及び次号において「特定			(以下イ及び次号において「特定		
号において同じ。)の交付見込額			号において同じ。)の交付見込額		
所得割に係る交付金をいう。 第三			所得割に係る交付金をいう。第三		
付するものとされる道府県民税の			付するものとされる道府県民税の		
項の規定により指定都市に対し交			項の規定により指定都市に対し交		
九年法律第二号)附則第五条第七			九年法律第二号)附則第五条第七		
一の一部を改正する法律(平成二十			の一部を改正する法律(平成二十		

第十三条 (平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る 油譲与税 及び地方揮発 場合には当該額に相当する額を加 対策特別交付金 算した額とする。) 地方揮発油譲与税及び交通安全 第十三条 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る 及び地方揮発 油 T譲 与税

算定方法により控除した額がある 当する額を控除した額とし、当該 おむね準ずる算定方法により加算 三第二項に規定する算定方法にお 則第七条の二第二項及び第七条の

した額がある場合には当該額に相

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例

第二項 額 基準財政収入 場合には当該額に相当する額を加 基準財政収入額 対策特別交付金 算した額とする。 算定方法により控除した額がある 当する額を控除した額とし、当該 おむね準ずる算定方法により加算 則第七条の二第二項及び第七条の した額がある場合には当該額に相 三第二項に規定する算定方法にお 地方自治法施行令第1 一第一 地方揮発油譲与税及び交通安全 項 (地方交付税法附 二百十条の十

額

基準財政収入

基準財政収入額

(地方交付税法附

第一

第

二項

平成二十八年地方税法施行令等改

の地方自治法施行令

う。

第六条の規定による改正前

年地方税法施行令等改正令」とい 以下この号において「平成二十八

正令第六条の規定による改正前の

地方自治法施行令第二百十条の十

平成二十八年政令第百三十三号。

0) 同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同 第 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 第十四条 措置法 う。 により読み替えられた地方交付税 その効力を有するものとされた廃 成十一年法律第十七号)第八条第 財政の特別措置に関する法律 における地方特例交付金等の地方 規定の適用がないものとした場合 附則第七条の二及び第七条の三の 法第十四条(以下この条において 附則第三十二条の規定によりなお 措置法」 の地方法人特別税等に関する暫定 する等の法律 は平成二 第十三号。 一十八年地方税法等改正法」とい 項及び地方税法等の 読替え後の地方交付税法第十四 前暫定措置法第三十九条の規定 以下イにおいて 第九条の規定による廃止前 (平成二十年法律第二十五 という。) 一十八年地方税法等改正法 以下イにおいて (平成二十八年法律 第三十九条又 「廃止前暫定 部を改正 「平成 表 同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 第 号イ 第十四条 措置法 附則第七条の二及び第七条の三の 法第十四条(以下この条において により読み替えられた地方交付税 成十一年法律第十七号)第八条第 財政の特別措置に関する法律(平 における地方特例交付金等の地方 規定の適用がないものとした場合 項及び 読替え後の地方交付税法第十四 地方法人特別税等に関する暫定 (平成二十年法律第二十五

表

第三十九条

の規定

		合算額	料譲与税	及び航空機燃												から同条	
略	した額	合算額から特定交付見込額を控除	対策特別交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全	方交付税法第十四条)を加算した額から読替え後の地	いて「特定交付見込額」という。	交付見込額(以下イ及び次号にお	いう。第三号において同じ。)の	課税に係る所得割に係る交付金を	に対し交付するものとされる分離	第七条の四の規定により指定都市	十五年法律第二百二十六号)附則	所得割交付金(地方税法(昭和二	条の規定により算定した分離課税	に読替え後の地方交付税法第十四	条」という。)

いう。

第三号において同じ。)の

に対し交付するものとされる分離 第七条の四の規定により指定都市 十五年法律第二百二十六号)附則

課税に係る所得割に係る交付金を

から同条

条」という。)

所得割交付金

(地方税法(昭和二

条の規定により算定した分離課税 に読替え後の地方交付税法第十四

(平成二十九年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

略

した額

合算額

合算額から特定交付見込額を控除

料譲与税

対策特別交付金

及び航空機燃

航空機燃料譲与税及び交通安全

方交付税法第十四条

いて「特定交付見込額」という。

を加算した額から読替え後の地

交付見込額(以下イ及び次号にお

第十五条 平成二十九年度における第二十二条の規定による額の算定に係

る同条の規定の適用については、 同条中 「第十三条各号」とあるのは、

「附則第九条第一項及び第十条の規定により読み替えられた第十三条各

(平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

(平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

の規定による改正前の第十三条各号」とする。
「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた地方税法「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた地方税法というでは、同条中「第十三条各号」とあるのは、

(平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

各号」とする。
「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条。同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、第十七条 平成三十二年度における第二十二条の規定による額の算定に係

(平成三十三年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例

号」とする。

(平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例

第十三条各号」とする。

(平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられたる同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、第十七条 平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係

第十三条各号」とする。

(平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例

各号」とする。 「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、第十八条 平成三十二年度における第二十二条の規定による額の算定に係

(平成三十三年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例

第十八条略	第十九条略
(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき	(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき
経費)	経費)
第十九条略	第二十条略

5 20 略 5 20	第六項 千分の四百十六 千分の四百九十 第四条	略	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 それぞ	当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 3 当公	1及び2 略 1及び2 1及び2	附則	略 7 略	する。	入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金と / 入金と	る金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組 る金類	の規定により組み入れるべき金額のうち、その千分の四百十六に相当す の規定	自動車重量税に係る法第十四条の規定による組入金については、同条 6 自動	2~5 略 2~5	第四条の二略第四条の二	(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理) (揮発)	改 正 後
略	第四条の二 三分の一		それぞれ同表の下欄に掲げる字	当分の間、次の表の上欄に掲	8	削		0	入金とし、その他の金額を一般	る金額を交付税及び譲与税配付	の規定により組み入れるべき金	自動車重量税に係る法第十四	略	の二 略	(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理)	改
	千分の四百七	略	の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、					の他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金と	税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組	組み入れるべき金額のうち、その三分の一・・・に相当す	税に係る法第十四条の規定による組入金については、同条			の受払いの整理)	正前

改正後	改正前
(政令で定める地方公共団体等)	(政令で定める地方公共団体等)
第四十三条 略	第四十三条略
2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法(昭和二十	2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法(昭和二十
五年法律第二百十一号)第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定	五年法律第二百十一号) 第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定
した当該年度(災害の発生した日の属する会計年度をいう。)の普通交	した当該年度(災害の発生した日の属する会計年度をいう。)の普通交
付税の額(同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合	付税の額(同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合
には、当該変更後の額とする。)の算定に用いられた基準財政収入額(には、当該変更後の額とする。)の算定に用いられた基準財政収入額(
同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収	同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収
入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重	入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税
量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額とする。)の七十	
五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地	五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地
方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算	方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税 に係る額の合算
額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基	額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基
準財政収入額(同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から	準財政収入額(同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から
当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、	当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、
地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与
税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額とする。)の七十五分の	税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額とする。)の七十五分の
百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発	百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発
油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区に	油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区に

3 6 あ つては、 略 これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

附 則

1 { 4

略

5

兀 び交通安全対策特別交付金」と、 発油譲与税 譲与税 とされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。 百二十六号) 基礎となつた分離課税所得割交付金 第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十 額 0 て同じ。 条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定 の算定に用 規定の適用については、 当分の間、 (同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは 自 に係る額を加算した額」 動 附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するもの 第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項 石油ガス譲与税、 車重量譲与税及び航空機燃料譲与税_ いられた基準財政収入額 同項中 自動車重量譲与税 トとし、 \supset と (地方税法 の算定に用いられた基準財政収 (同法附則第七条の二第一 市町村」 「地方揮発油譲与税、 (昭和二十五年法律第二 とあるのは とあるのは 航空機燃料譲与税及 以下この項にお 石油ガス 「から当 「地方揮 項 及び 入 5

> あつては、 これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3 6 略

附 則

5

4

略

て同じ。 とされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。 百二十六号) 基礎となつた分離課税所得割交付金 四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定 第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十 額 \mathcal{O} の算定に用いられた基準財政収入額 規定の適用については、 当分の間、 (同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは に係る額を加算した額」と、 附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するも 第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項 同項中 \supset (地方税法 の算定に用いられた基準財 (同法附則第七条の二 「石油ガス (昭和二十五年法 譲与税 以下この 第一 り項にお 4律第二 項 政 及び 収

該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る び交通安全対策特別交付金」と、 「とし、 市町村」 とあるのは 航空機燃料讓与税及 「から当

及び航空機燃料譲与税.

とあるのは

石

油

ガ

した場合における」と、 「自動車重量譲与税

した場合における」と、

特別とん譲与税

石油ガス譲与税

自動車

重

附則第七条の二第二

「項及び第七条の三第一

二項の規定の適用がないものと

附則第七条の二第二

「項及び第七条の三第一

一項の規定

0 適

用がない

Ł

めと

(地方交付税法

とあるのは

「額の算定に用いられた基準財政収入額

とあるのは

「額の算定に用いられた基準財政収入額

(地方交付税法

控除した額とし、

市町村」と、

「額の算定に用いられた基準財政収入額

控除した額とし、

市町村」と、

「額の算定に用いられた基準財政

収

入額

額

該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額

を

ス譲与税

159

のは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガ

___及び航空機燃料譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税

航空機燃料讓与税、

交通安全対策特別交

のは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とある

6 略

6

略

160

附則第十二条による改正(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号))

がに第二項 がでに第二項 がでに第二項	第七条の二		同表の下欄に	の表の上欄に	行令(昭和1	2 法第三条の	六号)第三名	法人税法及び	のは、「若」	の規定の適用に	方税法(昭和	第二条の四	(特定外国	
	山林所得金額		に掲げる字句	上欄に掲げる同令の規	(昭和二十五年政令第二百四十五号)	法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施	六号)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。	法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	「若しくは山林所得金	ついては、	(昭和二十五年法律第二百二十六号)	法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地	特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例	改
 適 の 約 田 一 笠	<u></u>	略	رح	令の規定中同表の中欄	百四十五号)の	規定の適用があ	に規定する条約	等に関する法律	額又は租税条約	同項第一号中「又は	二百二十六号)	第四項の規定の	税法の適用に関	正
適用利子等の額の二第四項に規定する条約約等実施特例法第三条の二	林所得金額並びに		とする。	に掲げる字句は、	の規定の適用については、	る場合におけるは	適用利子等の額_	(昭和四十四年法律第四十	山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法	又は山林所得金額」	第四十五条の二第	適用がある場合に	する特例)	後
「 名 条 の 二 —	租税条			それぞれ	いては、次		」とする。	法律第四十	所得税法、 	額」とある	第一項			
TI o hele latel						2						弟		
及び第七条の三、 第二項	第七条の三		同表の下欄に	の表の上欄に	行令 (昭和1	法第三条の	六号) 第三条	法人税法及び	のは、「若し	号の規定の適	方税法 (昭和	第二条の四法	(特定外国配	
次の第七条の三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	三		の下欄に掲げる字	表の上欄に掲げる同令の	(昭和二-	法第三条の二の二第四項の	六号)第三条の二の二第四点	法人税法及び地方税法の特別	「若し	適	(昭 和	四法	(特定外国配当等に係る地+	改
七八二の三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	の三 山林所得金額	略	の下欄に掲げる字句に読み替えるも	表の上欄に掲げる同令の規定中同表	(昭和二-				「若し	適用については、同号	(昭 和	四法		改正
及び第七条約等実施特例法第三条の二第二項の二第四項に規定する条約第二項が等実施特例法第三条の二	三	略	の下欄に掲げる字句に読	表の上欄に掲げる同令の規定中同	行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定の適用につい	法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施	六号)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。	法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十		適用については、	方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第	四	(特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例)	

							4					3					
条の十三第 ・ がに第七 ・ の四第二項	三第一項、第七条の	の二第二項	第七条の二	とする。	の中欄に掲げる字句は、	行令の規定の済		三条の二の二	の実施に伴う所得税法、	は山林所得金質	四十五条の二第一			ㅁ	二項第二号	一項及び第	条の十三第
		 	山林所得金額		る字句は、それ	行令の規定の適用については、	法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施	三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。		山林所得金額」とあるのは、	項	法第三条の二の二第六項の規定の適用					
	· 商 · の	\$\frac{1}{2} \big	略 		それぞれ同表の下欄に掲げる字句	次の表	規定の適用が	る条約適用配	法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第	、「若しくは	の規定の適用については、	が	略				
	適用配当等の額の二第六項に規定する条約	約等実施特例法第三条のニータティー・ファイン			欄に掲げる字	欄に掲げる同	ある場合にお	当等の額」と	税法の特例等	山林所得金額		ある場合にお					
	領 焼定する条約	伝第三条の二	並びに租税条		句	の上欄に掲げる同令の規定中同表	ける地方税法:	する。	に関する法律	「若しくは山林所得金額又は租税条約等	同項第一号中「又	ある場合における地方税法第					
						表	他 4		第	等	又	第 3					
の十三 の四第二項 第七条の三		第二項	第七条の三	ものとする。	の中欄に掲げ	行令の規定の	法第三条	三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。	の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第	は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は租税条約等	四十五条の一	法第三条					の十三
		 	山林所得金額		に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える	の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表	の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施	一第六項に押)所得税法、	並額」とある	一第一項第一	の二の二第六項の規定の適用がある場合における					
		3 2 1			それぞれ	いては、次	ハ項の規定	 虎する条:	法人税法	るのは、 「E	項第一号の規定の適用については、同号	ハ項の規定					
			略		同表の	の 表 の	の適用	約適用	及び地	若しく	の適用	の適用	略				
	適用配当等の額の二第六項に規	約等実施	山林 新得		下欄に掲げ	上欄に掲げ	がある場^	配当等の変	方税法のは	は山林所得	については	がある場^					
	適用配当等の額の二第六項に規定する条約	約等実施特例法第三条のニープライン	山林所得金額並びこ租兇条		げる字句に	げる同令の	台における	額」とする	特例等に関	得金額又は	は、同号	合におけて					
	す	三	2		に蒜	担	## つ	る。 つ。	対す	ば 和		る地方税法第					

													条	第三百十五 又は山林	する。	に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句	規定の適用については、	5 法第三条の二の二第-		디	二項第二号	一項及び第
							幼	-1	衙山		稻	但	和	山林所得金額		ぞれ同表の下欄に掲	、次の表の上欄に掲げる同法	十項の規定の適用が	略			
							約適用利子等の額	一の二第十項に規定する条	例法」という。)第三条の	(以下「租税条約等実施特	税法の特例等に関する法律	得税法、法人税法及び地方	租税条約等の実施に伴う所	若しくは山林所得金額又は			げる同法の規定中同表の中欄	法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法に				
																と	/順	の 5				
													条	第三百十五	する。	に掲げる字句	規定の適用に					
						若しくは山林所得金額								又は山林所得金額		は、	ついては、次の表の上欄に	二の二第十項の規定の適用	略			
る配当所得の金額、同条第	規定する特定収益分配に系	得の金額、同条第十八項に	する特定利子に係る利子所	第三条の二第十六項に規定	くは租税条約等実施特例法	若しくは山林所得金額若	約適用利子等の額	二の二第十項に規定する条	例法」という。)第三条の	(以下「租税条約等実施特	税法の特例等に関する法律	得税法、法人税法及び地方	租税条約等の実施に伴う所	若しくは山林所得金額又は		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと	次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄	法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法の				

略	略	
ものとする。		とする。
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える	それぞれ同表の下欄に掲げる字句	中欄に掲げる字句は、それが
行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表	次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表	行令の規定の適用については、
6 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施	法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施	法第三条の二の二第十項の別
略	略	
	る雑所得等の金額	
	る特定給付補てん金等に係	
	は同条第二十四項に規定す	
	係る一時所得の金額若しく	
	に規定する特定懸賞金等に	
	得の金額、同条第二十二項	
	特定収益分配に係る配当所	
	、同条第十八項に規定する	
	利子に係る利子所得の金額	
	二第十六項に規定する特定	
	条約等実施特例法第三条の	条第一号
	山林所得金額若しくは租税	第三百十五 山林所得金額
金等に係る雑所得等の金額		
に規定する特定給付補てん		
額若しくは同条第二十四項		
賞金等に係る一時所得の金		
二十二項に規定する特定懸		

				7													
Ź	第三百十五	欄に掲げる字句は、	の規定の適用については、			二号口	び第二項第	六第一項及	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二	二項、第四	の二の二第	第四十六条
	又は山林所得金額	句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句	次の表	二の二第十二項の規定の流	略												山林所得金額
例法」という。)第三条の 税法の特例等に関する法律 (以下「租税条約等実施特 の特別等に関する法律	乱兑条勺等の実施に半り折若しくは山林所得金額又は	欄に掲げる字句	の上欄に掲げる同法の規定中同表の中	法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法										適用利子等の額	の二第十項に規定する条約	約等実施特例法第三条の二	山林所得金額並びに租税条
			- 円	<u></u>													
- 3	第三百十五	欄に掲げる字	の規定の適用	法第三条					十八条の六	項及び第四	条の四第二	第四十六			二項	の二の二第	第四十六条
	又は山林所得金額	-句は、それぞれ同表の下!	の規定の適用については、次の表の上	二の二第十二項の規定の対	略												山林所得金額
利税当という。)第三条の例法」という。)第三条の例法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特」	担党条内等の実施ご半り折若しくは山林所得金額又は	欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの	次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中	の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法										適用利子等の額	の二第十項に規定する条約	約等実施特例法第三条の二	山林所得金額並びに租税条

				8			
第四十六条第四十六条		まの中欄に掲げ	施行令の規定			条 第 三 百 十 五	
山林所得金額	略	ける字句に	゛っこ]は、 こしごし]の適用については、次の	法第三条の二の二第十二項の規定の	略	山林所得金額	
の二第十二項に規定する条約等実施特例法第三条の二山林所得金額並びに租税条		それぞれ同志の下欄に掲げる字句	そうュ『に帰ずった』は、こんざん』そので『に帰ずった』―――――施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同	の適用がある場合における地方税法		は 本約等実施特例法第三条の 一次二十項に規定する申告 一の金額若しくは配当所 の金額若しくは配当所	条約適用配当等の額二の二第十二項に規定する
二の第項二四		るもの	<u> </u>	8			
第四十六条		中欄に握っ	プラの規定	法第三条の			
山林所得金額	略	ける字句に	がった」は、こしざし] にの適用については、次の書	二の二第十二項の規定の済	略	若しくは山林所得金額	
の二第十二項に規定する条約等実施特例法第三条の二山林所得金額並びに租税条		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に訪み替え	そうコ『一場でかた』は、これでは「そので『一場でから』――――――――――――――――――――――――――――――――――――	の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法		若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額	条約適用配当等の額二の二第十二項に規定する

	二号口	び第二項第	六第一項及	四十八条の	項並びに第	条の四第二	、第四十六	の三第一項	十六条の二
略									
									約適用配当等の額
				十八条の六	項及び第四	条の四第二	、第四十六		
略									
									約適用配当等の額

附則第十三条による改正(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号))

「中成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特別	をいっていた。 「一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特 「中成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特 「中成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特 「中成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特	化基準及び財政 保全化基準及び財政 は「附則第十六 以条第一号イ(1) が、1000 は「附則第十六 は「所則第十六 は「所則第十六 は「所則第十六 の適用	おける早期健全 7及び第八条第一 二条」とあるの 11 12 13 14 14 15 15 15 15 15 15	(平成三十一年度における早期健全化 (平成三十一年度における早期健全化 第四条 平成三十一年度における早期健 年に係る第七条第一号及び第八条第一号 に係る第七条第一号及び第八条第一号
第四条 平成三十年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例 (平成三十年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特別) とあるのは「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、第八条第一号イ①中「第十三条第一号イルた同令第十三条第一号イ」と、第八条第一号イ①中「第十三条第一号イルた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号ロ」とあれた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号ロ」とあれた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号ロ」とあれた同令第十三条第一号を表現を表現して、第一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号を表現を表現して、第一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号を表現を表現して、第一条の規定とより表現を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号を表現して、第一条第一号の規定とは、第一条第一号の規定とより、第一条第一号のは、第一条第一号のは、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号のは、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一条の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一条の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一号の規定とより、第一条第一条第一号の規定とより、第一条第一号の対象を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を				
附則				附則
改正前		後	正	改

十七号) 規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする られた地方税法施行令等の 同号イ22中「第十三条第一号ロ」とあるのは 第四条の規定による改正前の地方財政法施行令第十三条第一号 部を改正する政令 (平成三十一 「附則第十二条の 年政令第八

(平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

第五条 号ロ」とする。 あるのは られた同令第十三条第一号イ」と、 替えられた同令第二十二条」と、 に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、 イ」とあるのは 一号ハ中 平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定 「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第 「第二十二条」とあるのは 「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替え 第八条第一号イ(1)中 同号イ(2)中 「附則第十七条の規定により読み 「第十三条第一号ロ」と 「第十三条第一号 第七条

の特例 (平成三十三年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定

第六条 イ (1) 中 ては、 生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用につい 十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号 当分の間、 平成三十三年度以後の各年度における早期健全化基準及び 「第十三条第一号イ」とあるのは 第七条第一号ハ中 「第二十二条」とあるのは 「附則第十四条の規定により読 「附則第 財政再

> られた第十三条第 号イ」 لح

(平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする

同号イ(2)中

「第十三条第一号ロ」とあるのは

「附則第十二条

例

第六条 号ロ」とする。 あるのは られた同令第十三条第一号イ」と、 イ」とあるのは 替えられた同令第二十二条」と、 第一号ハ中 に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、 平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定 「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第 「第二十二条」とあるのは 「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替え 第八条第一号イ(1)中 同号イ(2)中 「附則第十八条の規定により読 「第十三条第一号ロ」 「第十三条第一号 第七条

(平成三十三年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定

の特例

第七条 イ (1) 中 ては、 十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、 生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用につい 当分の間、 平成三十三年度以後の各年度における早期健全化基準及び 「第十三条第一号イ」とあるのは 第七条第一号ハ中 「第二十二条」とあるのは 「附則第十四条の規定により読 第八条第一号 「附則第 財 政

第八条 略ができる場合の特例)(平成二十九年度から平成三十一年度までにおける地方債を起こすこと	第七条 略 (平成二十九年度から平成三十一年度までにおける地方債を起こすこと
条第一号ロ」とする。 中」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三中」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号	条第一号ロ」とする。 中」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「第十三条第一号

第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附	第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附
	「第七十二条の三十一第二字の日のア第二字の日のア第二字の日のア第二字の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
二項」を「同条第二項」に改める。	第三十五条り回り六第二頁第二字中「第二十二条り三十三第二頁又よ
	一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第
号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第	号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第
条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二	条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二
第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二	第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二
(中略)	(中略)
改める。	改める。
十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に	十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に
第七条の三第二項 中「前年の所得につき適用された所得税法第八	第七条の二の二第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八
による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。	による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。
き適用された所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第八十六条の規定	き適用された所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第八十六条の規定
第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につ	第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につ
(中略)	(中略)
のように改正する。	のように改正する。
第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次	第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次
(地方税法施行令の一部改正)	(地方税法施行令の一部改正)
改 正 前	改 正 後

則第四十八条第一項第二号」に改める。

中略

第五十七条の二中「除く。)」の下に「及び第五十七条の五の二(第

四号に係る部分に限る。)」を加え、同条の表に次のように加える。

第五十七条の五の一市町村民税	都民税
二第四号	

第三項」を「第七十二条の三十一第二項又は第三項」に改める。第五十七条の二の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は

本則に次の一条を加える。

(電子計算機処理に伴う措置)

情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体(法第七百六十二条第五十九条 法第七百八十六条第一項に規定する政令で定める措置は、

第一号口に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の保管とす

る。

(中略)

附則第六条の二に次の一項を加える。

に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する10 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項

項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同

相当する収入金額とする。

(後略)

則第四十八条第一項第二号」に改める。

(中略)

第五十七条の二中「除く。)」の下に「及び第五十七条の五の二(第

二第四号 | 市町村民税 | 都民税

本則に次の一条を加える。

(電子計算機処理に伴う措置)

情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体(法第七百六十二条第五十九条 法第七百八十六条第一項に規定する政令で定める措置は、

第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の保管とす

る。

(中略)

附則第六条の二に次の一項を加える。

項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項

(後略)

相当する収入金額とする。

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)りなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によ

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第五十四号)の一部を次のように改正された同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定された同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関するものと第五条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令

第五条第一項及び第三項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の

三十一」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

地方税法施行令の適用の特例

第八条の二 るのは、 等に関する暫定措置法 有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の 十八年法律第十三号) 七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあ ついての地方税法施行令 れた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金に 事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなさ 附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を (平成二十年法律第二十五号) (昭和二十五年政令第二百四十五号) に規定する地方 地方法人特別税 (平成二 第五十

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)りなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によ

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正された同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定された同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関するものと第五条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令

第八条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令の適用の特例)

第八条の二 るのは、 等に関する暫定措置法 法人特別税」とする。 有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の 十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を 七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあ ついての地方税法施行令 れた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金に 「事業税及び地方税法等の一 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなさ (平成二十年法律第二十五号) (昭和二十五年政令第二百四十五号) 部を改正する等の法律 に規定する地方 地方法-(平成二 八特別税 第五十

附則

法人特別税」

一とする。

附

則

(施行期日

第一条 各号に掲げる規定は、 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の

及び二

三 関する暫定措置法施行令第五条第 るものとされた同令第九条の規定による廃止 年政令第百三十三号) び第九条 令第二百二十七号) 主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令 加える改正規定並びに附則第八条(外国居住者等の所得に対する相 の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を 三十四条第一 第二十五条、 の規定 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、 第三十二条の三第一 (地方税法施行令等の一部を改正する等の政令 平成三十二年四月一日 項、 第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号 第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条 第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。)及 附則第十六条の規定によりなおその効力を有す 項第一号、 第三十三条の三第二項第一号イ、 項及び第三項の改正規定に限る。 前 の地方法人特別税等に (昭和三十七年政 (平成二十八 第

兀 略

五. 四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 成三十三年 二第二項、 第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、 第四十六条の二の二第二項、 第四十七条の三第一号及び第 第七条の二 第四十六条の <u>の</u> 第二項 平

一月

日

(施行期日)

第一条 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。 ただし、 次の

一及び二 略

三

第二十五条、 第三十二条の三第一 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号 第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号 項第一号、 第三十三条の三第二項第一号イ並び

に第三十四条第 垣

加える改正規定並びに附則第八条 令第二百二十七号)第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。) 主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令 の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項 (外国居住者等の所得に対する相 (昭和三十七年政

の規定 平成三十二年四月一日

兀

略

五. 四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 成三十三年 二第二項、 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、 第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、 第四十六条の二の二第二項、 月 日 第四十七条の三第一号及び第 第七条の三 第四十六条の 第 項 平